

令和4年3月17日

(一社)山口県LPガス協会 役員 各位

(一社)山口県LPガス協会
伊藤孝志

令和3年度第4回理事会の概要報告について

令和4年3月16日に開催された理事会の概要について、下記のとおり報告します。

記

- 1 日 時 令和4年3月16日(水) 13時30分～16時05分
- 2 場 所 山口県セミナーパーク 103研修室(山口市秋穂二島1062)
- 3 出席者
 - (1) 出席理事数 24名(理事総数29名)
 - (2) 出席監事数 2名(監事総数2名)
 - (3) 出席理事・監事の氏名 別添「出席者名簿」のとおり
- 4 次 第 別添「次第」のとおり
- 5 議事の概要

【報告1】令和3年度決算見込み及び過去10年間の決算推移について

議題1の「令和4年度事業計画(案)及び収支予算(案)について」に先立ち、専務理事が報告した。

《令和3年度決算見込み(R4.2末時点)》

- ①「経常収益は前年度比156万円の減収となった。内訳は、キャンペーン参加料値上げによる増収もあったが、退会による受取会費や保険関係の減収が併せて125万円、テキスト販売収入や国庫補助金の減収が併せて94万円の減収となるなど、収益は低下傾向にある。」
- ②「経常費用は経常収益の減収幅の156万円を超える前年度比268万円を減額し、112万円ほど収支を改善した。経常費用削減の主な理由は、事業費である広報費を約300万円減額し、キャンペーンの会員向けの賞金を減額、管理費の様々な費目で縮減を図った。」

③「昨年度より、収支を 112 万円改善したが、正味財産額は 74 万円減少し、正味財産の期末残高は 53,306 千円となった。」

《過去 10 年間の決算推移》

○平成 24 年の会費改定時に今後 10 年間は会費を改定しないとして、10 年が経過したことから、これまでの決算額の推移を説明した。

「①H24～H28 までの会費改定からの最初の 5 年間は、毎年約 200 万円程度、収支を悪化させながらもプラスを維持、6 年目からは、赤字に転じ、赤字幅を拡大させたが、コロナ禍となった令和 2 年からは、旅費、会議費の減額により赤字幅は縮小。令和 3 年度は広報費を 300 万円減額するなどして、収支均衡を目指した。」

「②正会員数は、H24.4.1 の 388 社、昨年 4.1 は 297 社、現時点 280 社余りと 10 年間で 100 社余り退会している。因みに H1.4.1 は 673 社であり、33 年間で約 400 社、約 60%減少した。但し、県内の LP ガスの消費者戸数が 60%減少とはなっていないことから、大手による販売店の寡占化が進んでいる。」

「③協会の収益は会費と講習会関連の事業収益が 2 本柱であり、会費収入は減少傾向が続き、来年度から講習会が殆ど東京の高圧ガス保安協会による直営事業いわゆるオンラインセミナー方式に移行することとなっており、収益環境はますます厳しくなる。」

「④経常費用の削減に関し、事業費の削減は限界に近づいているため、管理費である人件費の削減に取り組むしかない。」

【議題 1】令和 4 年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

専務理事から事業計画(案)について「協会財政は厳しい状況であるが、令和 3 年度に実施した事業については、引き続き令和 4 年度も実施予定である。」との説明があった。

収支予算(案)については、専務理事から「引き続き経費節減には努めるが、収益の改善が見込めない中、財源を確保するためには、人件費を削減するしかない。新年度から事務局を 1 人減の 4 人体制とし、事務局長を週休 3 日制として、勤務時間を減少させるかわりに給与を削減する。結果として、事務局は実質 4 人未満、将来的には 3 人体制に向け、業務内容の見直しを行う。」との説明があった。

一部理事から、「議題 1 に関しては了承するが、中長期的に事務局を縮小するばかりでは、保安体制の維持等に関し不安がある。経費節減のみでは、いずれ行き詰る。会費改定も必要になると思う。」との意見に対し、「会費改定をお願い

するためにも、事務局のスリム化が必須との考えである。会費改定については、役員の皆様のご意見を聞きながら、来年度中に改定案を作成したい。」と事務局が回答した。

光支部長から、「LPWAの普及により、大手事業者の一営業所のカバー面積が拡大することに伴い、大手の営業所の統廃合が進んでいる。統廃合の結果、支部を脱会された場合、火元が支部会員でない販売事業者のお客様宅である場合の緊急連絡等について、不安がある。会費改定の検討の際には、支部の有り方も検討してもらいたい。」との問題提起があった。

意見が出尽くしたところで、議長が採決をとり、全員賛成で議題1は承認された。

【議題2】会員の入会について

専務理事から資料により、説明があった。

一部理事から、「県協会に入会する事業者は、支部にも入会してもらう必要がある。」との意見があり、事務局から、「県協会入会承認後、県協会から事業者が支部に連絡するように伝える。」と回答した。他に質問、意見はなく、承認された。

【議題3】委員の変更について

専務理事から資料により、説明があった。特に質問、意見はなく、承認された。

【報告2】講習のオンライン化について

専務理事から「県協会が高圧ガス保安協会(KHK)の委託を受けて実施してきた各種講習(実技や検定試験を除く。)が令和4年度からの3年間でオンライン化されることとなった。協会にとって、講習委託料は主要財源であるため、オンライン化は財政上極めて影響が大きい。会員サービスの向上につながるものとして、オンライン化を認める内容の委託契約を昨年10月1日に遡ってKHKと締結した。」との報告があった。

一部理事から、オンライン講習の実効性や信憑性(本人確認の問題)について、不安視する意見があり、事務局から「やってみないとわからないこともあるが、講習のオンライン化は国からの強い要請が背景にあり、時代の流れである。」と回答し、了承された。

【報告3】通報訓練の定期的な実施について

事務局長から資料により説明があった。特に質問、意見はなく、了承された。

【報告4】山口県消防学校へのガス衣類乾燥機(乾太くん)の寄贈について

事務局長から資料により説明があった。特に質問、意見はなく、了承された。

【報告5】令和3年度実施事業の概要について

①保安関係

事務局長から資料により説明があり、特に質問、意見はなく、了承された。

②中核充填所関係

事務局長から資料により説明があり、特に質問、意見はなく、了承された。

③青年部活動

事務局長から資料により説明があり、特に質問、意見はなく、了承された。

④需要開発事業

専務理事から資料により説明があり、特に質問、意見はなく、了承された。

【報告6】業務執行状況報告について

専務理事から口頭により説明があり、特に質問、意見はなく、了承された。

【報告7】新型コロナに関するBCPの作成及び登録について

事務局長から資料により説明があり、特に質問、意見はなく、了承された。

【報告8】LPガスのカーボンニュートラル対応検討会中間報告について

専務理事から、「会議開催から2時間経過したため、中間報告の説明は省略するが、代わりに、中国5県協会の共催でカーボンニュートラルをテーマにオンライン講演会を開催するので、詳細は別途お知らせする。」との説明があった。

【その他1】総会の日程について

5月25日の定時総会について、専務理事から「会場として、セミナーパークの講堂を予約している。また、総会に先立ち、4月20日に理事会をセミナーパークで開催する。」と説明し、了承された。

【その他2】役員の交替について

専務理事から5/10を目途に、理事変更届等の提出をお願いする旨の説明があり、特に質問、意見はなく、了承された。

【その他3】令和3年度LPガス関係予算について

専務理事から資料により説明があり、特に質問、意見はなく、了承された。

【その他】 県内各消防本部と協会支部との協定について

下関支部長から、「過去に締結した消防との取り決めを、現在に即した内容に修正の上、下関市長との間で締結し直す作業中である。」との報告があった。

今後、県協会が下関支部からその写しの提供を受け、県協会から各支部に情報提供することとなった。他に、岩国支部及び光支部からも県協会が同様に提供してもらうこととなった。

16時05分に終了し、閉会した。

出席者名簿

(敬称略)

令和4年3月16日

	役職名	支部名	氏名	事業所名	出欠状況
1	会長	萩	服部典之	服部産業(株)	○
2	副会長		若木栄朗	ヤマサンガス(株)	○
3	"		松本真一良	高山石油ガス(株)	○
4	"		播田正仁	山田日之出ガス(株)	○
5	専務理事		伊藤孝志	(一社)山口県LPガス協会	○
6	常任理事	柳井	古谷征美	秋元産業(株)	○
7	"	防府徳地	南野澄夫	(株)三友	○
8	"		町山成信	岩谷産業(株)エネルギー山口支店	○
9	"		野津道也	伊藤忠エネクスホームライフ西日本(株)山陽西支店	欠席
10	"		木原敬二	全農西日本エネルギー(株)山口LPガスセンター	欠席
11	"		山本正洋	(株)ツバメガスフロンティア山口支店	欠席
12	"		花岡佑丞	ENEOSグローブエナジー(株)西日本支社	欠席
13	"		三野好美	エネックス(株)	○
14	"		林龍介	西日本液化ガス(株)	○
15	理事		塔野仁三郎	山口・アポロガス(株)	WEB出席
16	"		西村公作	晃和興産(株)	○
17	"	岩国	角田公彦	(株)ウエムラエナジー	○
18	"	大島	埴隆治	山田日之出ガス(株)久賀営業所	○
19	"	光	前田恒宏	(株)前田商店	○
20	"	下松	草本達二	イワタニ山陽(株)東山口支店	○
21	"	徳山	山中浩二	西日本液化ガス(株)周南支店徳山営業所	○
22	"	都濃	重富憲治	重富商店	○
23	"	山口	野村浩司	(株)えびすや	○
24	"	吉敷	間田雅晴	(株)マダ	WEB出席
25	"	宇部小野田	床西悟	(有)イズモヤ	○
26	"	厚狭	八橋秀治	山陽プロパン(株)	○
27	"	下関	入江常寛	(有)下関燃料	○
28	"	美祢	田村榮	(株)豊田石油店麻生給油所	欠席
29	"	長門	田村弘文	(有)田村石油店	○
1	監事		田村真	(株)タムラ	○
2	"		中野光国	(株)ダイサンプロパン	○

令和3年度第4回理事会次第

令和4年3月16日(水)
山口県セミナーパーク・103 研修室

1 会長あいさつ

2 議 題

- (1) 令和4年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
- (2) 会員の入会について
- (3) 委員の変更について

3 報 告

- (1) 令和3年度決算見込み及び過去10年間の決算推移について
- (2) 講習(資格講習・義務講習)のオンライン化について
- (3) 通報訓練の定期的な実施について
- (4) 山口県消防学校へのガス衣類乾燥機(乾太くん)の寄贈について
- (5) 令和3年度実施事業の概要について
 - ① 保安関係(保安委員会所管)
 - ② 中核充填所関係(中核充填所委員会)
 - ③ 青年部会活動(青年部会所管)
 - ④ 需要開発事業(需要開発委員会所管)
- (6) 業務執行状況報告について
- (7) 新型コロナに関するBCPの作成及び登録について
- (8) LPガスのカーボンニュートラル対応検討会中間報告について

4 その他

- (1) 総会等の日程等について
- (2) 役員等の交代について
- (3) 国の令和4年度LPガス関係予算について

一般社団法人山口県LPガス協会定款(抜粋)

第4章 総会

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第5章 役員

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

6 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。※前回報告は、昨年7月28日

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

第6章 理事会

(権 限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

(議 長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 会 計

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、定時総会に報告しなければならない。これを変更する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

令和 4 年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について

I 事業計画

1 事業方針

LP ガスは家庭用・業務用、自動車用等のエネルギーとして普及してから半世紀が経過し、全国の約 2,100 万世帯で、また山口県の約 30 万世帯で使用されているなど、国民生活に必要不可欠なエネルギーとなっている。また、新たなエネルギー基本計画においても、LP ガスは「平時の国民生活、産業活動を支えるとともに、緊急時にも貢献できる分散型のクリーンなガス体のエネルギー源」として位置づけられ、「災害時にはエネルギー供給の『最後の砦』」と明記されている。

一方、近年、LP ガス業界を取り巻く環境は、電気・ガス小売自由化等の競合エネルギーの動き、少子高齢化等による需要の減少、輸入価格の大きな変動など厳しいものがあり、これに加え事故の防止対策や地球温暖化問題への対応などを求められている。

このような状況の中、LP ガスがお客様から選択されるエネルギーとなるためには、

- ① 法令遵守の徹底、保安の高度化や経営基盤の強化等を通じた安定供給による安全・安心の提供
- ② 価格の公表を含む取引の適正化やお客様との接点強化による信頼の醸成
- ③ お客様や地域に密着した事業といった特長を活かした取組やサービスの多様化などにより顧客満足度を高めていかなければならない。

このため、(一社)全国 LP ガス協会、高圧ガス保安協会等関係団体との連携の下、会員、関係者の理解と協力を得て、

- ・ 保安の確保、法令遵守に向けた意識啓発、各種講習・検定等の円滑な実施
- ・ LP ガスのイメージアップと需要拡大を図る広報活動や各種の情報の提供
- ・ 需要開発の推進
- ・ 取引の適正化及び競合エネルギーとの公正な競争環境の形成

等に着実に取り組むこととする。

2 実施計画事業

(1) 保安事業

ア 事故防止対策

令和3年度にスタートした全国一斉「LPガス安心サポート推進運動」も2年目を迎え、販売事業者に起因する事故や他工事、業務用施設における事故の防止を重点推進事項として、事故防止対策の一層の推進を図る。

イ 災害対策

大災害の発生に備え、災害時における被害状況の通報体制や、LPガス供給体制の整備に努める。

ウ 山口県高圧ガス保安大会

保安意識の高揚を図るため、山口県高圧ガス保安大会を大会実行委員会の委員として企画・開催する。

(2) 保安対策事業(県委託事業)

LPガス製造事業所や販売事業所の従業員を対象に講習会を開催し、保安意識の高揚を図るとともに、県内各地域で防災訓練を実施し、防災体制の充実強化に努める。

また、LPガス事故の防止についての広報活動を実施し、一般消費者への注意喚起・意識啓発に努める。

ア 製造事業所保安講習会の開催

関係法令や保安立入検査の実施状況、保安管理等について講習会を開催する。

イ 販売事業所保安講習会の開催

関係法令や立入保安指導の実施状況、保安管理等について講習会を開催する。

ウ 防災訓練の実施等

防災体制の整備を図るため、県内各地域で防災訓練を実施するとともに、山口県総合防災訓練に積極的に参加する。

エ 広報活動

テレビ等のマスメディアを活用し、事故防止についての広報活動を実施する。

(3) 地域保安指導事業(国庫補助事業)

LPガスによる事故を撲滅し、消費者が安心してLPガスを利用できる環境を構築するため、経済産業省の委託を受けて、保安専門技術者を養成するとともに、LPガス販売事業所等の従業員を対象に講習会を開催し、保安技術の向上に努める。

(4) 石油ガス地域防災対応体制整備事業(国庫補助事業)

石油備蓄法の規定による災害時石油ガス供給連携計画に基づく防災対応体制の検討や防災訓練の実施等により、県内10中核充填所を中心とする災害時におけるLPガスの安定的な供給体制の確保に努める。

(5) お客様相談事業(国庫補助事業)

- ・ 相談等の円滑な実施

山口県 LP ガスお客様相談所において、お客様からの LP ガスに関する苦情、相談、照会等について指導、アドバイスなどの適切な対応に努めるとともに、LP ガスの価格、保安対策等についてお客様の理解を得られるよう努める。

事業の実施に当たっては、学識経験者、消費者代表等で構成する山口県 LP ガスお客様相談所委員会を開催し、事業の公正、円滑な運営に努める。

- ・ 相談所の PR

ラジオ、新聞等により、お客様相談所の周知に努める。

(6) 需要開発事業

LP ガスのイメージアップと需要開発を図るほか、電気等競合エネルギーとの競争の激化に対応する事業を推進するとともに公正な競争環境の形成に努める。

ア テレビ、ラジオ広報

9月から2月の半年間に渡り、朝・夕方のローカルニュース等で継続して TVCM の放映を行う。広報にあたっては、新たな TVCM により PR 効果の向上を図る。

イ LP ガスってぶちええね！Wチャンスキャンペーン

Si センサーコンロ、高効率給湯器、衣類乾燥機及び暖房機器の販売促進や LP ガス、ガス機器についての消費者への周知を図るためのキャンペーンを実施する。

ウ 「協会ニュース」の発行

会員に各種情報提供を行うため、「協会ニュース」の内容の充実を図り、年2回発行する。

エ インターネットの活用

消費者、会員に向けた LP ガス関連情報の発信手段として、ホームページの内容の充実を努めるとともに、LINE による効率的・機動的な連絡に努める。

オ 家庭用エネルギー転換調査

カ 「一週間ルール」の徹底等

LP ガス設備の撤去に係る「一週間ルール」の徹底及び無断取り外しの防止の取組を行う。

(7) 自動車部会事業

ア 保安体制の確立

オートガススタンドにおける各種の保安対策運動を実施し、保安の確保を図る。

イ LP ガス自動車の PR

ウ LP ガス使用自動車の購入支援

部会員が LP ガスを燃料とする自動車を購入する場合、その費用の一部を補助

(8) 青年部会活動の推進

ア 青年部会の活性化

全国 LP ガス協会や中国地区、更には他県の青年部会等との積極的な連携を図るとともに、次のような取組により青年部会の活性化に努める。

イ ガスメーター回収事業の実施

使用期限切れガスメーターの回収事業を行い、その収益金を県や市町への寄贈や火育事業などに活用し、LP ガスのイメージアップを図る。

ウ 需要開発推進運動への取組

火育教室などの火育事業の更なる充実強化を図り、需要開発推進運動への取組を進める。

エ テレビ CM の制作

引き続きテレビ CM の制作を進めるとともに、この CM で誕生した協会広報部長「えるちゃん」を活用し、協会のイメージアップを図る。

(9) 需要開発推進運動の実施

「需要開発推進運動」の計画に基づき、協会、支部及び販売事業者がそれぞれ役割分担に応じて、連携しながら、LP ガス機器の普及、防災体制の整備、公共施設の LP ガスの常用化、火育・食育の推進等の取組を実施する。

(10) 販売事業者等の表彰の実施

協会の運営・発展、保安の確保・向上に貢献した個人又は事業所を表彰するとともに、国・県・団体の表彰に具申する。

(11) 国家試験の実施(山口県液化石油ガス(設備士)試験事務所)

国家試験を次のとおり実施する。

試験科目	実施年月日	場 所
丙種化学(液石)	R4. 11. 13(日)	山口市宝町2番84号 (一社)山口県トラック協会 山口市中央4丁目5番16号 山口県商工会館
第二種販売主任者		
液化石油ガス設備士		

(12) 講習等の実施(山口県液化石油ガス教育事務所)

講習・検定を次の計画により実施する。

○ 法定資格講習

講習の種類	実施年月日	場 所	
丙種化学(液石)講習	オンライン講習		
第二種販売・業務主任者の代理者講習	オンライン講習		
液化石油ガス設備士第2・第3講習	R4. 4. 19(火)～21(木)	山口	山口県セミナーパーク
充てん作業講習	R4. 7. 21(木)～22(金)	山口	同 上
保安業務員講習	R4. 9. 13(火)～14(水)	山口	同 上
調査員講習	R4. 5. 13(金)	山口	同 上
配管用フレキ管講習	R4. 6. 8(水)～ 9(木)	山口	ポリテクセンター山口
	R4. 6. 10(金)	山口	同 上

○ 法定義務講習

講習の種類	実施年月日	場 所	
業務主任者講習	R4. 5. 31(火)	山口	山口県セミナーパーク
	R4. 11. 25(金)	山口	同 上
液化石油ガス設備士再講習	R4. 5. 17(火)	山口	山口県セミナーパーク
	R4. 8. 19(金)	山口	同 上
	R4. 12. 15(木)	山口	同 上
高圧ガス製造保安係員(LP)講習	オンライン講習		
充てん作業再講習	R4. 10. 12(水)	山口	山口県セミナーパーク

(13) LP ガス事業者賠償責任保険業務(保安共済事業団)

(一財)全国LPガス保安共済事業団山口県支部から委託を受けたLPガス事業者賠償責任保険業務の的確な実施に努める。

また、令和2年度に導入された新保険制度「LPライフNEO」の加入促進に努める。

正味財産増減予算書(案)

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

一般社団法人 山口県LPガス協会

(単位：円)

科目	R4年度予算	R3年度予算	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	[10,000]	[10,000]	[0]
特定資産受取利息	10,000	10,000	0
受取入金	[30,000]	[30,000]	[0]
受取入金	30,000	30,000	0
受取会費	[25,823,800]	[27,536,800]	[△ 1,713,000]
販売事業者受取会費	20,482,800	22,360,800	△ 1,878,000
元卸業者受取会費	3,850,800	3,661,200	189,600
自動車部会受取会費	634,800	654,000	△ 19,200
準会員受取会費	470,400	520,800	△ 50,400
賛助会員受取会費	385,000	340,000	45,000
事業収益	[23,898,900]	[24,391,000]	[△ 492,100]
県受託事業収益	(2,613,000)	(2,613,000)	(0)
県委託費	2,613,000	2,613,000	0
地域保安指導事業収益	(50,000)	(100,000)	(△ 50,000)
委託費	50,000	100,000	△ 50,000
講習事業収益	(5,420,000)	(5,463,000)	(△ 43,000)
委託費	5,420,000	5,463,000	△ 43,000
物品販売事業収益	(4,900,000)	(4,932,000)	(△ 32,000)
物品販売収入	4,900,000	4,932,000	△ 32,000
テキスト販売事業収益	(3,532,000)	(3,284,000)	(248,000)
テキスト販売収入	3,532,000	3,284,000	248,000
需要開発事業	(1,300,000)	(1,280,000)	(20,000)
キャンペーン参加料	1,300,000	1,280,000	20,000
ガスメーター回収事業収益	(800,000)	(1,200,000)	(△ 400,000)
ガスメーター回収収入	800,000	1,200,000	△ 400,000
試験事業収益	(1,523,000)	(1,488,000)	(35,000)
委託費	1,523,000	1,488,000	35,000
賠償責任保険収益	(2,490,900)	(2,539,000)	(△ 48,100)
委託費	2,490,900	2,539,000	△ 48,100
LPライフ事業収益	(1,270,000)	(1,492,000)	(△ 222,000)
手数料収入	470,000	565,000	△ 95,000
奨励金収入	800,000	927,000	△ 127,000
受取補助金等	[1,162,500]	[1,242,500]	[△ 80,000]
受取国庫補助金	1,162,500	1,242,500	△ 80,000
雑収益	[540,000]	[560,000]	[△ 20,000]
受取利息	10,000	10,000	0
雑収益	530,000	550,000	△ 20,000
経常収益計	51,465,200	53,770,300	△ 2,305,100
(2) 経常費用			0
事業費	[39,412,523]	[41,507,215]	[△ 2,094,692]
期首在庫品棚卸高	2,076,117	2,076,117	0
物品販売仕入	3,500,000	3,472,000	28,000
期末在庫品棚卸高	△ 2,076,117	△ 2,076,117	0
テキスト仕入	2,533,000	2,348,600	184,400
役員報酬	1,324,700	1,324,700	0
給料手当	7,405,700	10,522,900	△ 3,117,200
退職給付費用	1,349,065	541,033	808,032
福利厚生費	1,949,000	2,391,600	△ 442,600
旅費交通費	1,429,000	1,462,200	△ 33,200
通信運搬費	1,005,000	1,001,600	3,400
減価償却費	686,158	570,860	115,298

消耗品費	1,600,000	1,311,622	288,378
印刷製本費	1,698,000	1,470,000	228,000
光熱水料費	184,600	184,600	0
賃借料	1,595,000	1,718,500	△ 123,500
保険料	35,000	34,000	1,000
諸謝金	1,100,000	1,485,000	△ 385,000
租税公課	840,800	878,800	△ 38,000
支払負担金	467,000	466,700	300
支払寄付金	1,000,000	1,000,000	0
委託費	427,500	422,500	5,000
防災訓練費	250,000	250,000	0
広報費	8,500,000	8,000,000	500,000
修繕費	0	0	0
雑費	533,000	650,000	△ 117,000
管理費	[11,814,146]	[12,226,349]	[△ 412,203]
期首在庫品棚卸高	0	0	0
期末在庫品棚卸高	0	0	0
役員報酬	3,545,500	3,545,500	0
給料手当	899,800	1,449,000	△ 549,200
退職給付費用	437,776	175,567	262,209
福利厚生費	970,000	1,034,000	△ 64,000
会議費	872,000	849,900	22,100
旅費交通費	458,000	458,000	0
通信運搬費	155,000	125,500	29,500
減価償却費	187,870	177,372	10,498
消耗品費	196,700	196,700	0
印刷製本費	100,000	0	100,000
光熱水料費	58,800	58,800	0
賃借料	288,400	288,400	0
保険料	151,000	148,000	3,000
租税公課	124,300	101,600	22,700
支払負担金	2,099,000	2,239,900	△ 140,900
委託費	950,000	986,110	△ 36,110
修繕費	0	0	0
雑費	320,000	392,000	△ 72,000
経常費用計	51,226,669	53,733,564	△ 2,506,895
評価損益等計			0
当期経常増減額	238,531	36,736	201,795
2 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	238,531	36,736	201,795
一般正味財産期首残高	54,080,885	54,044,149	36,736
一般正味財産期末残高	54,319,416	54,080,885	238,531
II 指定正味財産増減の部			0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	54,319,416	54,080,885	238,531

全国 LP ガス政治連盟山口県支部
令和 4 年度事業計画(案)並びに収支予算(案)

1 事業計画(案)

全国 LP ガス政治連盟や、(一社)全国 LP ガス協会、(一社)山口県 LP ガス協会と緊密に連携しながら、業界の当面する諸問題への対応に努める。

また、自由民主党山口県支部連合会との連携を維持する。

2 収支予算 (案)

別添のとおり

全国LPガス政治連盟山口県支部

正味財産増減予算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：円)

科 目	R4年度予算	R3年度予算	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取会費	[269,000]	[279,000]	[△ 10,000]
受取会費	269,000	279,000	△ 10,000
② 受取寄付金	[200,000]	[200,000]	[0]
受取寄付金	200,000	200,000	0
③ 雑収益	[0]	[0]	[0]
受取利息	0	0	0
経常収益計	469,000	479,000	△ 10,000
(2) 経常費用			
① 事業費	[458,100]	[460,100]	[△ 2,000]
事務費	1,000	1,000	0
事業費	35,100	35,100	0
負担金	422,000	424,000	△ 2,000
経常費用計	458,100	460,100	△ 2,000
当期経常増減額	10,900	18,900	△ 8,000
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	10,900	18,900	△ 8,000
一般正味財産期首残高	20,118	1,218	18,900
一般正味財産期末残高	31,018	20,118	10,900
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	31,018	20,118	10,900

会員の入会について

正 会 員	1	入会申込日	令和3年11月12日
		事業所名	J Aクミアイプロパン山口東部販売所
		所在地	光市大字小周防字中福田820番地5
		代表者名	販売所長 堀川 九州男
		事業内容	L Pガスの販売及び保安業務
	2	入会申込日	令和4年2月9日
		事業所名	福島建設株式会社
		所在地	宇部市大字上宇部472-1
		代表者名	川元 宏一郎
		事業内容	L Pガスの販売

保安委員会委員の変更について

旧	➔	新
—		河谷 祐輔 (株)ウエムラエナジー

参考：保安委員会 委員名簿

令和4年3月1日現在

	役職名	氏 名	事 業 所 名
1	担当副会長	松本真一良	高山石油ガス(株)
2	委員長	桑原 智	高山石油ガス(株)
3	副委員長	笹木 博文	山田日之出ガス(株)
4	委 員	古谷 征美	秋元産業(株)
5	〃	大園 広宣	(株)三友
6	〃	岡村 清孝	山口合同プロパン(株)
7	〃	若木 栄朗	ヤマサンガス(株)
8	〃	藤井 志勇	藤井物産(株)
9	〃	岡田 俊彦	西日本液化ガス(株)
10	〃	服部 真博	服部産業(株)

正味財産増減計算書

報告 1-1

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（見込み）（2年度決算対比）

一般社団法人 山口県LPガス協会

※2年度決算は確定値。3年度決算見込みは2月末時点の見込み数値

（単位：円）

科目	3年度決算見込	2年度決算	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	[18,026]	[10,857]	[7,169]
特定資産受取利息	18,026	10,857	7,169
受取入金	[90,000]	[120,000]	[△ 30,000]
受取入金	90,000	120,000	△ 30,000
受取会費	[27,506,200]	[28,520,800]	[△ 1,014,600]
販売事業者受取会費	22,128,000	23,136,000	△ 1,008,000
元卸業者受取会費	3,868,800	3,870,000	△ 1,200
自動車部会受取会費	654,000	670,800	△ 16,800
準会員受取会費	470,400	504,000	△ 33,600
賛助会員受取会費	385,000	340,000	45,000
事業収益	[24,926,341]	[24,506,609]	[419,732]
県受託事業収益	(2,613,000)	(2,613,000)	(0)
県委託費	2,613,000	2,613,000	0
地域保安指導事業収益	(46,200)	(46,200)	(0)
委託費	46,200	46,200	0
講習事業収益	(5,633,700)	(4,926,300)	(707,400)
委託費	5,633,700	4,926,300	707,400
物品販売事業収益	(5,100,000)	(5,138,690)	(△ 38,690)
物品販売収入	5,100,000	5,138,690	△ 38,690
テキスト販売事業収益	(3,543,650)	(3,987,770)	(△ 444,120)
テキスト販売収入	3,543,650	3,987,770	△ 444,120
需要開発事業	(1,619,600)	(907,710)	(711,890)
キャンペーン参加料	1,619,600	907,710	711,890
ガスメーター回収事業	(983,600)	(1,273,195)	(△ 289,595)
ガスメーター回収収入	983,600	1,273,195	△ 289,595
試験事業収益	(1,612,226)	(1,464,592)	(147,634)
委託費	1,612,226	1,464,592	147,634
賠償責任保険収益	(2,512,400)	(2,656,834)	(△ 144,434)
委託費	2,512,400	2,656,834	△ 144,434
LPライフ事業収益	(1,261,965)	(1,492,318)	(△ 230,353)
手数料収入	663,384	773,740	△ 110,356
奨励金収入	598,581	718,578	△ 119,997
受取補助金等	[1,180,948]	[1,675,797]	[△ 494,849]
受取国庫補助金	1,180,948	1,675,797	△ 494,849
雑収益	[546,920]	[997,035]	[△ 450,115]
受取利息	20,000	9,902	10,098
雑収益	526,920	987,133	△ 460,213
経常収益計	54,268,435	55,831,098	△ 1,562,663
(2) 経常費用			0
事業費	[43,612,074]	[45,760,767]	[△ 2,148,693]
期首在庫品棚卸高	2,076,117	2,539,811	△ 463,694
物品販売仕入	4,684,873	3,895,858	789,015
期末在庫品棚卸高	△ 2,076,117	△ 2,076,117	0
テキスト仕入	2,838,956	2,877,510	△ 38,554
役員報酬	1,324,692	1,163,070	161,622
給料手当	10,501,334	10,653,021	△ 151,687
退職給付費用	541,033	555,077	△ 14,044
福利厚生費	2,347,493	2,210,791	136,702
旅費交通費	835,049	1,041,618	△ 206,569
通信運搬費	1,043,504	875,257	168,247
減価償却費	753,363	762,859	△ 9,496

消耗品費	1,861,043	1,790,747	70,296
修繕費	0	53,678	△ 53,678
印刷製本費	1,358,830	1,671,136	△ 312,306
光熱水料費	155,583	172,956	△ 17,373
賃借料	1,818,288	1,743,945	74,343
保険料	38,483	38,089	394
諸謝金	1,313,500	1,129,800	183,700
租税公課	839,482	878,837	△ 39,355
支払負担金	449,588	413,016	36,572
支払寄付金	1,322,504	191,092	1,131,412
委託費	405,928	436,657	△ 30,729
防災訓練費	270,235	243,687	26,548
広報費	8,375,313	11,393,372	△ 3,018,059
雑費	533,000	1,105,000	△ 572,000
管理費	[11,393,641]	[11,923,813]	[△ 530,172]
期首在庫品棚卸高	0	0	0
期末在庫品棚卸高	0	0	0
役員報酬	3,545,508	3,112,930	432,578
給料手当	1,448,983	1,823,321	△ 374,338
退職給付費用	175,567	180,123	△ 4,556
福利厚生費	966,696	1,047,413	△ 80,717
会議費	573,819	436,792	137,027
旅費交通費	66,090	75,733	△ 9,643
通信運搬費	95,000	96,824	△ 1,824
減価償却費	204,507	197,741	6,766
消耗品費	227,209	203,051	24,158
修繕費	0	17,419	△ 17,419
印刷製本費	0	95,188	△ 95,188
光熱水料費	51,270	56,124	△ 4,854
賃借料	297,567	286,327	11,240
保険料	148,688	148,570	118
租税公課	124,306	125,651	△ 1,345
支払負担金	2,194,798	2,621,890	△ 427,092
委託費	962,172	988,343	△ 26,171
雑費	311,461	410,373	△ 98,912
経常費用計	55,005,715	57,684,580	△ 2,678,865
評価損益等計			0
当期経常増減額	△ 737,280	△ 1,853,482	1,116,202
2 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産売却損	0	1	△ 1
什器備品売却損	0	1	△ 1
雑損失	0	0	0
雑損失	0	0	0
経常外費用計	0	1	1
当期経常外増減額	0	△ 1	1
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 737,280	△ 1,853,483	1,116,203
一般正味財産期首残高	54,044,149	55,897,632	△ 1,853,483
一般正味財産期末残高	53,306,869	54,044,149	△ 737,280
II 指定正味財産増減の部			0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	53,306,869	54,044,149	△ 737,280

過去10年間(H24～R3)の決算額の推移について

報告1-2

年度	R3	R2	R1	H30	H29	H28	H27	H26	H25	H24
正会員数(人)	297	310	320	337	344	349	355	364	381	388
入会金	90	120	30	0	30	240	60	150	90	30
受取会費	27,506	28,521	29,701	30,434	31,443	32,141	32,003	32,561	33,768	31,451
事業収益	24,926	24,507	26,863	27,097	28,763	25,652	25,984	26,012	27,643	26,792
補助金等	1,181	1,676	1,783	2,693	2,055	1,700	3,863	4,520	2,700	2,700
雑収入等	565	1,007	1,749	671	357	428	409	431	566	335
経常収益	54,268	55,831	60,126	60,895	62,648	60,161	62,319	63,674	64,767	61,308
人件費	20,852	20,745	20,885	21,135	21,021	20,474	20,746	20,761	20,676	21,208
物品・テキスト仕入	7,524	6,773	7,783	7,018	7,514	7,331	6,969	7,625	8,002	7,712
広報費	8,375	11,393	12,094	10,731	10,488	10,364	11,736	11,998	11,626	11,637
支払負担金	2,195	2,622	3,933	4,057	4,010	3,996	3,988	3,925	4,124	4,539
旅費	901	1,117	2,876	2,835	2,918	2,701	2,558	2,720	1,726	2,294
通信運搬費	1,138	972	834	924	1,056	936	1,054	1,050	1,091	862
印刷製本費	1,359	1,766	1,422	1,434	1,693	1,433	1,522	1,095	1,135	1,220
会議費	574	437	713	1,213	1,130	1,045	886	1,048	982	890
通信費	1,138	972	834	924	1,056	936	1,054	1,050	1,091	862
賃借料	2,116	2,030	1,964	1,651	1,759	1,809	1,896	1,879	1,872	1,770
委託費	1,368	1,425	1,444	1,497	1,492	1,228	909	886	893	1,115
消耗品費	2,088	1,994	2,043	2,018	1,640	1,596	1,879	2,115	1,866	1,034
雑費	844	1,515	1,913	1,859	1,693	1,717	1,726	1,395	1,455	1,378
その他	4,533	3,924	4,749	5,228	5,923	3,563	5,022	3,279	3,626	2,377
経常費用	55,005	57,685	63,487	62,524	63,393	59,129	61,945	60,826	60,165	58,898
経常外収益			-3,741							4,250
収支差額	-737	-1,854	-7,102	-1,629	-745	1,032	374	2,848	4,602	6,660
正味財産残高	53,306	54,043	55,897	62,999	64,628	65,373	64,341	63,967	61,119	56,517
固定資産残高	14,072	14,713	16,289	17,182	15,947	16,845	17,363	14,888	14,821	13,604
純資産残高	39,234	39,330	39,608	45,817	48,681	48,528	46,978	49,079	46,298	42,913

講習のオンライン化について

1 高圧ガス保安協会(KHK)との委託契約締結

当協会は、従前からKHKとの委託契約により、「山口県液化石油ガス教育事務所」として講習業務を実施しているが、令和4年度からの3年間で殆どの講習がオンライン化(KHKによる直営化)されることに伴い改めて委託契約を締結し直す必要がある。

講習のオンライン化は、県協会の主たる財源の一つである委託料収入の減少をもたらし、協会運営に多大な影響を及ぼすものであるが、会員自らの都合(時間や場所)で受講できるなど利便性が高く、また、コロナ禍を契機に社会全体がリモートを推奨している中、会員サービスの向上につながるものとして、KHKから示された別添1「講習事務の委託に係る契約書(案)」を受諾の上、締結。

2 講習(資格講習・義務講習)のオンライン化の概要

当協会が「山口県液化石油ガス教育事務所」として実施してきた講習(オンラインに馴染まない実技講習等を除く。)を段階的(R4~R6)にオンライン化することにより、KHKが講習業務を直接担う。

通信環境等の理由により、オンライン講習の受講が困難な受講者を対象に救済措置としての集合教育を実施する。なお、県協会に対する激変緩和措置として、講習毎にオンライン化から3年間、講習申込者に対する講習内容の周知、問合せ等の対応を行う「サポート業務」(別添2「覚書」で単価や支払い方法等を定める。)が用意されている。

(オンライン化の対象外)

- ・実技講習 … 液化石油ガス設備士第2・第3講習(技能試験)、配管用フレキ管講習、ポリエチレン管講習
- ・資格講習における検定試験

3 県協会に対する講習オンライン化の影響について

講習のオンライン化により、来年度から6年間(オンライン移行期間+サポート業務期間)で別添3「山口県LPガス協会における講習オンライン化の影響」のとおり委託料収入及び経費の段階的な減少が見込まれ、併せて各協会担当者の講習関連業務が減少する。

- ・オンライン化による協会の減収額(R3を基準にR9で試算) ➡ 約280万円
 内訳：委託料収入の減少 約400万円
 経費(会場費、講師旅費謝金等)の減少 約120万円
- ・オンライン化による業務量の減少(講師、講師依頼、受講者募集、会場選定、講師謝金・旅費の支払い、受講料受払等) ➡ 事務局の見直し必至

講習事務の委託に係る契約書

高圧ガス保安協会（以下「甲」という。）と一般社団法人山口県LPガス協会（以下「乙」という。）は、甲が行う講習の実施に関し、次のとおり契約する。

（総則）

第1条 甲は、別紙1により講習の業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 この契約に用いる用語は、この契約で定めるほか甲が別に定める教育業務実施規程、関係要領及び関係マニュアル（以下「規程類」という。）で定めるところによる。

（委託業務の実施体制）

第2条 乙は、甲の山口県液化石油ガス教育事務所（以下「教育事務所」という。）として前条第1項に基づく業務（以下「委託業務」という。）を実施する。

2 甲は、乙の代表者を、甲の山口県液化石油ガス教育事務所長（以下「所長」という。）に任命する。

3 所長は、乙の役職員の中から委託業務に従事する者を教育事務所の職員に任命し、甲に対し、任命した者の氏名を書面により通知する。

4 所長は、委託業務の実施に関し教育事務所の職員を指揮、監督する。

5 所長は、第3項の規定により任命した職員以外の者を委託業務に従事させてはならない。ただし、定型かつ補助的な業務についてはこの限りでない。

（業務内容）

第3条 乙は、委託業務を規程類の定めにしたがって実施しなければならない。

（手数料の徴収）

第4条 乙は、規程類に定めるところにより講習の受付を行ったときは、受講申込者から別紙2表1に掲げる講習の種類に応じた受講料額の欄に掲げる額を徴収する。

（委託業務に係る報告）

第5条 乙は、委託業務を実施した後は、講習結果報告表その他委託業務の報告に関する書類（以下「報告書等」という。）を作成し、甲に提出する。

（委託費の支払い）

第6条 甲は、乙から提出された報告書等について確認を行った後、乙に対し委託費を支払う。

2 甲が受講料を徴収した場合の委託費は、別紙2により計算した額とする。

3 第4条に基づいて乙が受講料を徴収した場合の委託費は、第1項にかかわらず、甲が乙か

ら提出のあった報告書等について確認を行った後、講習の種類に応じ別紙2表1の受講料額から委託単価を差し引いた金額に、第4条に基づき受付を行った者の人数を乗じて計算した額を、乙が甲に支払うことにより代えるものとする。

(守秘義務等)

第7条 乙は、第2条に基づき委託業務に従事する者又はこれらの委託業務に従事した者が、その職務に関して知り得た事項を他に漏らさないようにするため、これらの者と守秘義務を遵守させるための適切な措置を取る。

2 乙は、その職務に関して知り得た事項をこの契約の遂行以外の目的で使用してはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合にあってはこの限りでない。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱う場合には、別紙3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(有効期間)

第9条 この契約の有効期間は契約締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の3月前までに甲、乙いずれからも書面による別段の申し出がなければ1年間更新し、以後も同様とする。

2 前項にかかわらず、第7条(守秘義務等)及び第8条(個人情報の保護)はこの契約の終了後も有効に存続する。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託してはならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき事由によって、この契約を履行することができなくなったとき

(2) 乙がこの契約に定める義務に違反し、かつ甲が文書をもってその改善をもとめても、それに応じないとき

2 前項の場合において、乙に損害が生じる場合であっても、甲はその責を負わないものとする。

(解釈)

第12条 この契約について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

2 この契約の発効により、甲、乙間で令和元年9月30日付けで締結した講習事務の委託に

係る契約書は失効する。



(管轄裁判所)

第13条 甲及び乙は、この契約に関する紛争が生じ、前条第1項の協議によって解決できない紛争がある場合、東京地方裁判所を当該紛争を解決する管轄裁判所とする。

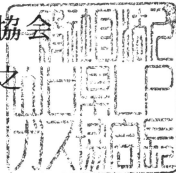

この契約締結の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

令和3年10月1日

甲 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
高圧ガス保安協会
会長 近藤 賢



乙 山口県山口市中央四丁目5番16号
一般社団法人山口県LPガス協会
会長 服部 典之



覚 書

高圧ガス保安協会（以下「甲」という。）と一般社団法人山口県LPガス協会（以下「乙」という。）は、講習事務の委託に係る契約書（令和3年10月1日締結、以下「契約書」という。）に係るオンライン講習の円滑な実施に資するため次のとおり覚書を締結する。

1. 甲はオンライン講習に関し、契約書別紙1に定める業務のほか、次に掲げる業務（以下「サポート業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。
 - (1) オンライン講習の周知に関する事
 - (2) オンライン講習の問い合わせに関する事
 - (3) 義務講習の受講者のデータ提供に関する事
 - (4) その他甲乙協議で決定するオンライン講習の業務に関する事
2. 本覚書に用いる用語は、契約書及び規程類で定めるところによる。
3. サポート業務は、契約書別紙1の表で掲げる講習の種類ごとに、下表のとおりオンライン講習を開始した年度から3年間実施するものとする。
4. サポート業務の委託費の額は、下表左欄に掲げる講習の種類ごとに、該当年度のオンライン講習の受講申込者の人数のうち甲乙協議により乙が講習を実施したと見なせる人数に下表の該当年度の委託単価を乗じて計算した額とする。

講習の種類	サポート業務に係る委託単価					
	令和3年度 下期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
丙種化学液石講習	—	3,000円	2,250円	1,500円	—	—
第二種販売講習	—	2,360円	1,770円	1,180円	—	—
業務主任者の代理者講習	—	2,360円	1,770円	1,180円	—	—
特定高圧ガス取扱主任者講習	—	—	—	1,940円	1,460円	970円
高圧ガス移動監視者講習	—	—	2,080円	1,560円	1,040円	—
液化石油ガス設備士第2講習	—	—	—	2,200円	1,650円	1,100円
液化石油ガス設備士第3講習	—	—	—	2,200円	1,650円	1,100円
液化石油ガス設備士特別講習	—	—	—	454円	341円	227円
保安業務員講習	—	—	—	1,980円	1,490円	990円

(前頁の表の続き)

講習の種類	サポート業務に係る委託単価					
	令和3年度 下期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
調査員講習	—	—	—	1,200円	900円	600円
充てん作業講習	—	—	—	2,260円	1,700円	1,130円
保安係員講習	—	3,330円	2,500円	1,670円	—	—
業務主任者講習	—	—	1,680円	1,260円	840円	—
液化石油ガス設備士再講習	—	—	1,560円	1,170円	780円	—
充てん作業再講習	—	—	2,820円	2,110円	1,410円	—

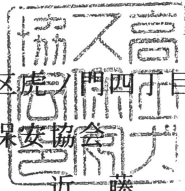
注) 上表において、金額がある年度がサポート業務の対象時期であることを示す。

5. サポート業務の委託費の支払いは、契約書第6条に準ずるものとする。
6. この覚書の有効期間は令和3年10月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、契約書の有効期間がこれより短い場合にあっては、契約書の有効期間までとする。
7. 甲乙協議の上、契約書の内容を変更する場合又は契約を改めて締結する場合は、この覚書の有効期間、内容等について改めて協議を行うものとする。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和3年10月1日

甲 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
 高圧ガス保安協会
 会長 近藤 賢



乙 山口県山口市中央四丁目5番16号
 一般社団法人山口県LPガス協会
 会長 服部 典之



山口県LPガス協会における講習オンライン化の影響

講習		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9～	講習オンライン化後の状況
資格講習 (実習を除く。)	丙種化学		○ (検定以外)	○ (検定以外)	○ (検定以外)	○ (検定以外)	○ (検定以外)	○ (検定以外)	○検定試験はオンライン化の対象外 →協会が継続して実施 ○オンライン・サポート業務(3年間) →網掛け表示
	二種販売		○ (検定以外)	○ (検定以外)	○ (検定以外)	○ (検定以外)	○ (検定以外)	○ (検定以外)	
	業務主任者の代理者		○ (検定以外)	○ (検定以外)	○ (検定以外)	○ (検定以外)	○ (検定以外)	○ (検定以外)	
	設備士第2・第3				○ (検定以外)	○ (検定以外)	○ (検定以外)	○ (検定以外)	
	充填作業員				○ (検定以外)	○ (検定以外)	○ (検定以外)	○ (検定以外)	
	保安業務員				○ (検定以外)	○ (検定以外)	○ (検定以外)	○ (検定以外)	
	調査員				○ (検定以外)	○ (検定以外)	○ (検定以外)	○ (検定以外)	
義務講習	保安係員		○	○	○	○	○	○	○オンライン・サポート業務(3年間) →網掛け表示 ○義務講習には、検定試験がないため、 サポート業務終了後は、協会の業務は なくなる。
	業務主任者			○	○	○	○	○	
	設備士			○	○	○	○	○	
	充填作業員			○	○	○	○	○	
実習	設備士第2・第3(技能)								○実習はオンライン化の対象外 →協会が継続して実施
	フレキ管								
	PE管								
委託料(円) ※H30受講者数をベースに試算		5,846,320	5,723,170	4,117,620	3,089,640	2,533,530	1,983,360	1,868,000	○講習経費(旅費、通信費、会場費、謝金等)約120～130万円も不要となる。
オンライン化前後の比較(円)		(基準)	△ 123,150	△ 1,728,700	△ 2,756,680	△ 3,312,790	△ 3,862,960	△ 3,978,320	○別にインターネット環境のない受講者向け集合教育の委託料収入が見込まれる。

別添3

山口県LPガス協会の講習委託費の推移（講習オンライン化の影響）

※H30の受講者数をベースに試算

講習名	手数料改定前（～R3）			手数料改定後（R4～）		R4			R5			R6			R7			R8			R9～			
	委託単価	受講者数	委託費	委託単価	検定単価	委託費	サポート	計	委託費	サポート	計	委託費	サポート	計	委託費	サポート	計	委託費	サポート	計	委託費	サポート	計	
資格講習	丙化	12,200	60	732,000	15,000	3,440	206,400	180,000	386,400	206,400	135,000	341,400	206,400	90,000	296,400	206,400	0	206,400	206,400	0	206,400	206,400	0	206,400
	二販	9,740	93	905,820	11,800	2,100	195,300	219,480	414,780	195,300	164,610	359,910	195,300	109,740	305,040	195,300	0	195,300	195,300	0	195,300	195,300	0	195,300
	業務主任者の代理者	9,740	11	107,140	11,800	2,100	23,100	25,960	49,060	23,100	19,470	42,570	23,100	12,980	36,080	23,100	0	23,100	23,100	0	23,100	23,100	0	23,100
	設備士第2	9,300	38	353,400	11,000	2,650	418,000		418,000	418,000		418,000	100,700	83,600	184,300	100,700	62,700	163,400	100,700	41,800	142,500	100,700	0	100,700
	設備士第3	9,300	0	0	11,000	2,650	0		0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保安業務員	8,650	38	328,700	9,900	2,100	376,200		376,200	376,200		376,200	79,800	75,240	155,040	79,800	56,620	136,420	79,800	37,620	117,420	79,800	0	79,800
	調査員	5,080	26	132,080	6,000	1,440	156,000		156,000	156,000		156,000	37,440	31,200	68,640	37,440	23,400	60,840	37,440	15,600	53,040	37,440	0	37,440
	充填作業者（免除無）	9,740	14	136,360	11,300	2,270	158,200		158,200	158,200		158,200	31,780	31,640	63,420	31,780	23,800	55,580	31,780	15,820	47,600	31,780	0	31,780
	充填作業者（免除有）	7,460	4	29,840	9,130	2,270	36,520		36,520	36,520		36,520	9,080	9,040	18,120	9,080	6,800	15,880	9,080	4,520	13,600	9,080	0	9,080
	合計			2,725,340			1,569,720	425,440	1,995,160	1,569,720	319,080	1,888,800	683,600	443,440	1,127,040	683,600	173,320	856,920	683,600	115,360	798,960	683,600	0	683,600
義務講習	保安係員	7,030	24	168,720	8,330		0	79,920	79,920	0	60,000	60,000	0	40,080	40,080									
	業務主任者	3,460	124	429,040	4,190		519,560		519,560	0	208,320	208,320	0	156,240	156,240	0	104,160	104,160						
	設備士再	3,240	427	1,383,480	3,910		1,669,570		1,669,570	0	666,120	666,120	0	499,590	499,590	0	333,060	333,060						
	充填作業者再	6,060	39	236,340	7,040		274,560		274,560	0	109,980	109,980	0	82,290	82,290	0	54,990	54,990						
	合計			2,217,580			2,463,690	79,920	2,543,610	0	1,044,420	1,044,420	0	778,200	778,200	0	492,210	492,210						
対象外	設備士第2（技能）	12,600	17	214,200	15,300		260,100	0	260,100	260,100	0	260,100	260,100	0	260,100	260,100	0	260,100	260,100	0	260,100	260,100	0	260,100
	設備士第3（技能）	12,600	1	12,600	15,300		15,300	0	15,300	15,300	0	15,300	15,300	0	15,300	15,300	0	15,300	15,300	0	15,300	15,300	0	15,300
	フレキ管（免除無）	27,600	2	55,200	35,900		71,800	0	71,800	71,800	0	71,800	71,800	0	71,800	71,800	0	71,800	71,800	0	71,800	71,800	0	71,800
	フレキ管（免除有）	23,900	26	621,400	32,200		837,200	0	837,200	837,200	0	837,200	837,200	0	837,200	837,200	0	837,200	837,200	0	837,200	837,200	0	837,200
	PE管（免除無）	10,800	0	0	12,200		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	PE管（免除有）	9,210	0	0	10,510		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計			903,400			1,184,400	0	1,184,400	1,184,400	0	1,184,400	1,184,400	0	1,184,400	1,184,400	0	1,184,400	1,184,400	0	1,184,400	1,184,400	0	1,184,400
委託費総計	5,846,320					5,723,170			4,117,620			3,089,640			2,533,530			1,983,360			1,868,000			

通報訓練の定期的な実施について（保安委員会）

西日本豪雨災害を教訓に「LPガス被害状況報告書」の様式が見直され、当協会においては、昨年度、災害対策マニュアルを改訂し、新様式へ移行した上で、協会では初めてとなる全会員を対象とした通報訓練を実施しました。

災害の発生に備え、こうした訓練を繰り返すことは、会員の報告意識の醸成を図る上でとても効果的であり、また、訓練の反省点を次に活かしていくその積み重ねが通報体制の更なる強化にも繋がることから、令和4年度以降も毎年定期的に通報訓練を実施します。

1 訓練実施時期

梅雨時期の大雨による災害に備え、梅雨に入る直前に実施

2 訓練事項

○LPガス災害対策マニュアルに規定する「被害状況報告書」による通報（別添1）

○協会LINE公式アカウントによる被害情報の収集（別添2）

3 令和4年度訓練概要（毎年、訓練前に保安委員会で決定する事項）

（1）訓練日時 令和4年5月19日（木）午前9時から

（2）訓練想定 なし

→今年度の通報訓練と同様、会員は被害状況報告書の事業所欄（事業所名、担当者名及び電話番号）、報告番号及び発信日時のみ記載（被害状況の記載は不要）して所属支部長へ報告

（3）今年度の反省点を踏まえた変更事項等

○報告媒体を原則メールに変更（別添3「支部長一覧表」参照）

ファクスは送信に相当の時間を要し、また、その間は受信もできないため、今年度の通報訓練では報告に手間取ったことから、報告媒体を原則メールに変更し、使用できない場合のみファクス又は電話とする。

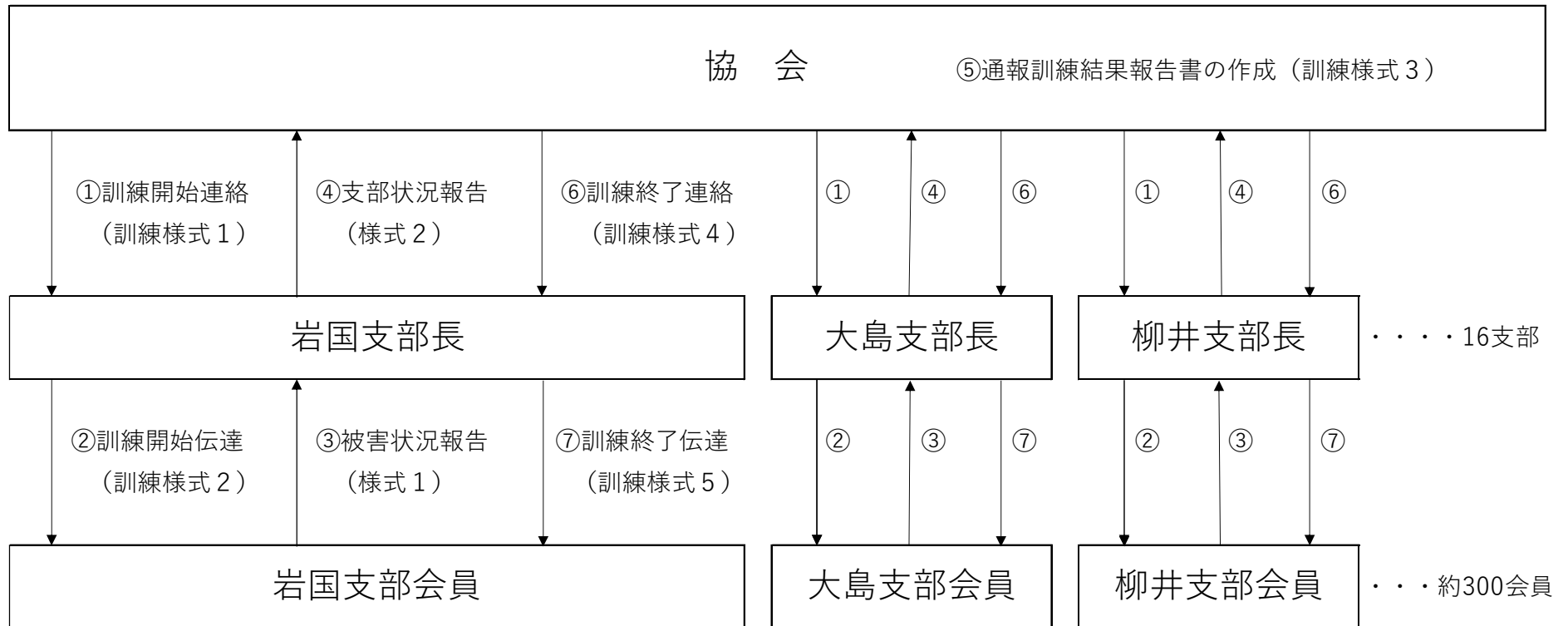
OLINE 公式アカウント登録の要請

登録はこちらから



LINE公式アカウントにより的確に被害情報を収集するためには、会員登録をいかに増やすかが鍵となるが、未だ半数程度に止まっており、「事業所1名以上」を目標に、会員に対し引き続き登録を要請していく。

通報訓練の流れ

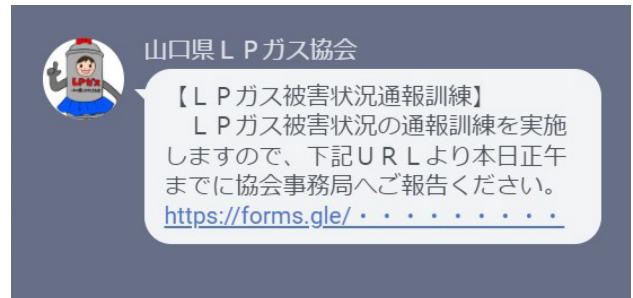


（留意点）

- 支部長は、協会から訓練開始の連絡①がありましたら支部会員へ伝達②し、被害状況の報告③（未報告会員へは訓練開始伝達後30分が経過した時点で催促）を様式2に取りまとめ、午前中を目途に協会へ報告④してください。
- 支部会員は、支部長から訓練開始の伝達②がありましたら、被害状況報告書（様式1）に必要事項を記載の上、所属支部長へ被害状況を報告③してください。被害状況報告書への記載事項（訓練想定）は、毎年、通報訓練の都度、保安委員会で決定し、お示しします。
- 報告（連絡）は原則メール（使用できない場合はファクス又は電話）を使用してください。

LINE 公式アカウントによる被害情報の収集（通報訓練）

- ①このメッセージの届いた会員が報告対象です。
- ②URL をクリックし、切り替わった回答フォーム（下記参照）により報告してください。
- ③報告内容（訓練想定）は事前に協会 LINE 公式アカウントでお知らせします。



（回答フォーム）

LPガス被害状況通報訓練（RO. OO. OO）

LPガス被害状況通報訓練を実施しますので、被害の有無及び被害がある場合はその状況を報告して下さい。

○質問は全部で6問（Q1～5は必須）あります。
 ○記入後、送信ボタンを押して送信してください。
 ○報告は午前中をお願いします。

*必須

Q2 事業所名をご記入ください。*
 （例）〇〇（株）△△営業所

記述式テキスト（短文回答）

Q3 事業所に人的・物的被害がありますか。*

人的被害あり
 物的被害あり
 人的・物的被害なし
 不明

Q1 所属する支部をお選びください。*

岩国支部
 大島支部
 柳井支部
 光支部
 下松支部
 徳山支部
 都濃支部
 防府徳地支部
 山口支部
 吉敷支部
 宇部小野田支部
 厚狭支部
 下関支部
 美祢支部
 長門支部
 萩支部
 その他

Q4 消費先（お客様）にLPガスの被害がありますか。*

被害あり
 被害なし
 不明

Q5 容器の流出・埋没がありますか。*

容器の流出あり
 容器の埋没あり
 容器の流出・埋没なし
 不明

Q6 被害がある場合は、その状況を簡便にご記入ください。（状況の分かる写真があればLINEで送付してください。）

記述式テキスト（長文回答）

送信

支部長一覧表（令和3年度）

支 部	支部長事業所	e-mail	Tel.	Fax.
岩 国	(株)ウエムラエナジー	gas@ue-energy.co.jp	0827-31-8181	0827-32-2266
大 島	山田日之出ガス(株) 久賀営業所	hanawa@yamadahinode.co.jp	0820-72-0233	0820-72-0235
柳 井	秋元産業(株)	lpgasu@orion.ocn.ne.jp	0820-22-0248	0820-22-1122
光	(株)前田商店	maeda@kvision.ne.jp	0833-71-0233	0833-72-3940
下 松	イワタニ山陽(株) 東山口支店	kusamoto@iwatani-sanryo.com	0833-41-4328	0833-43-1216
徳 山	西日本液化ガス(株) 周南支店徳山営業所	yamanaka-kj@nishieki.co.jp	0834-25-1574	0834-25-0727
都 濃	重富商店	yoshinori.shigetomi@gmail.com	0834-83-2053	0834-83-2130
防府徳地	(株)三 友	h-osn@san-yu.co.jp	0835-23-6331	0835-24-1738
山 口	(株)えびすや	ebisuya-j2@solid.ocn.ne.jp	083-922-0804	083-923-8753
吉 敷	(株)マ ダ	madagasu@mada.co.jp	083-972-0900	083-972-0831
宇部小野田	(有)イズモヤ	izumoya-gas@smile.odn.ne.jp	0836-51-9235	0836-51-6755
厚 狭	山陽プロパン(株)	san-puro@gol.com	0836-76-0224	0836-76-2010
下 関	(有)下関燃料	shimonen@kss.biglobe.ne.jp	083-257-1253	083-257-1941
美 祢	(株)豊田石油店 麻生給油所		0837-57-0045	0837-57-0045
長 門	(有)田村石油店	tamura-sekiyuyuya002@hot-cha.tv	0837-32-1128	0837-32-0918
萩	服部産業(株)	hattori@hattori-y.co.jp	0838-25-3456	0838-25-5354
協会事務局		yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp	083-925-6361	083-923-8366

山口県消防学校へのガス衣類乾燥機「乾太くん」の寄贈について（青年部会）

1 協会青年部会における寄贈の決定

新型コロナの収束が未だ見通せない中、各支部での寄贈が思うように進まず、こうした状況下で社会に貢献されている県有施設への寄贈について、協会青年部会として検討することになり、山口県消防学校と協議し、ガス衣類乾燥機「乾太くん」5台の寄贈を決定。

2 寄贈先を山口県消防学校とした理由

○近年、全国的に災害が頻発する中、各消防本部では市民の安全を守るため、防災対応に全力を傾注されており、また、一昨年来のコロナ禍の中、救急搬送などの対応にも尽力されている。

○山口県消防学校は、毎年、県内12消防本部から多くの消防職員を計画的に受け入れ、初任科や各種の専科教育等を行っており、全寮制で、乾きが早く、ふんわりと仕上がる「乾太くん」の良さをアピールできる。（令和3年度初任科卒業生51名）

○派遣元の消防本部やその職員の家庭にまで、広く販路の拡大が期待できる。
また、消防学校においても、この寄贈が残り7台も切り替える切っ掛けとなり得る。

3 設置工事

3月14日～15日の2日間で設置工事を完了。

4 費用の負担

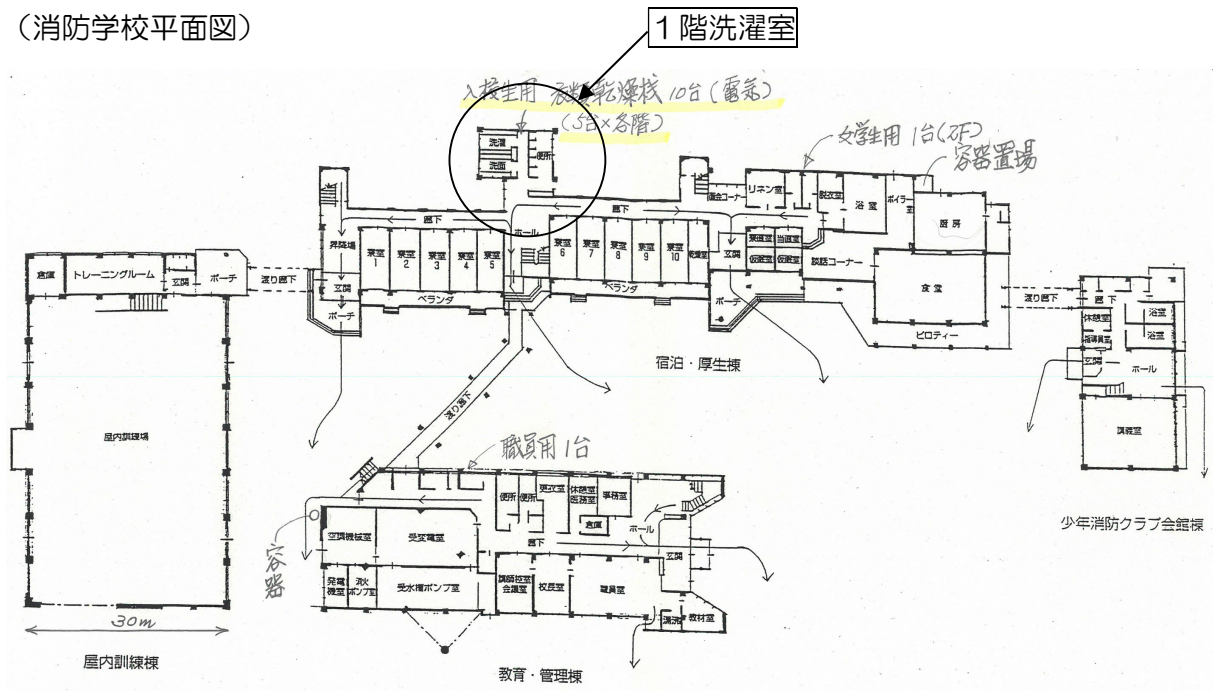
今年度は、従来の支部毎の寄贈に代えて、協会青年部会がまとめて寄贈するものであり、これまでどおり青年部会の事業費（廃棄ガスメーター回収収益金）からの負担とする。

○費用 922,504円 → 各ブロックの負担（均等割）153,750円

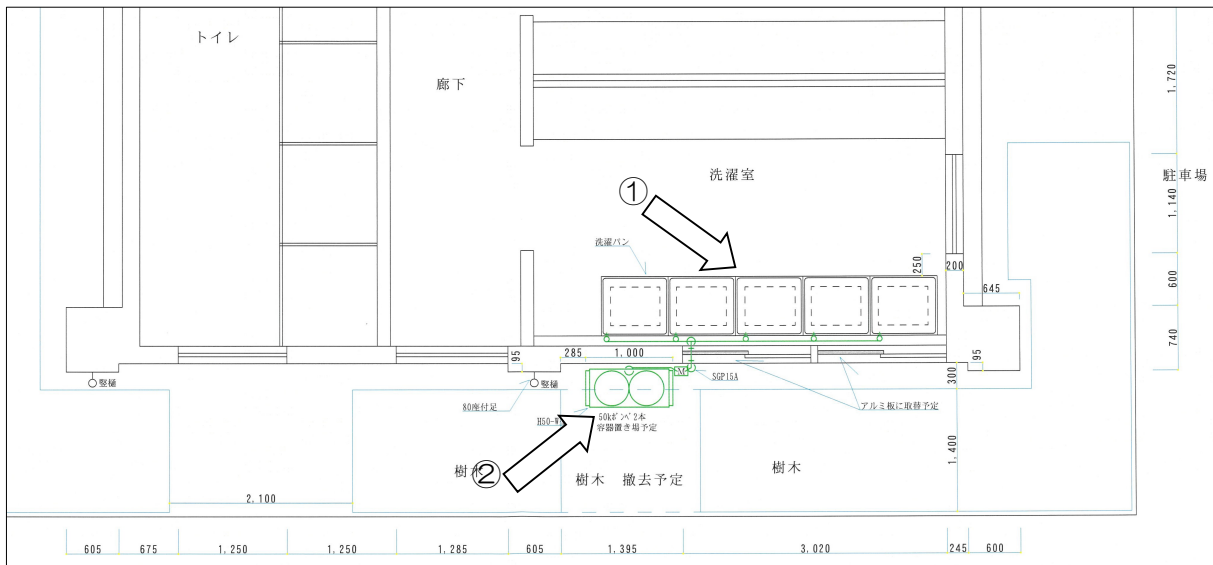
5 寄贈式（予定）

寄贈式は、初任科に消防本部の新規採用職員が入校する4月に、入校生を交えて開催する予定で現在、消防学校と調整中。

(消防学校平面図)



(ガス衣類乾燥機「乾太くん」設置図 (宿泊・厚生棟 1階洗濯室))



①衣類乾燥機



②容器置場 (50kg×2本)



令和3年度実施事業の概要

①保安関係（保安委員会所管）

報告 5 - 1

○LPGガス製造事業所保安講習会

実施月日	場 所	講習内容	参加人数
令和4年 1月28日（金）	県松平パーク 「講堂」	高圧ガス関係法令及び保安立入検査の実施状況について （県消防保安課）	92名
		保安委員による講習は、新型コロナウイルス感染拡大により中止	

○LPGガス販売事業所保安講習会

実施月日	場 所	講習内容	講 師	参加人数
令和3年 10月5日（火）	県松平パーク 「講堂」	液化石油ガス保安関係法令及び立入 保安指導の実施状況等について	県消防保安課 産業保安班	135名
		消費者保安啓発用リーフレットの配 布等	協会事務局	
		①令和3年度にスタートした新しい 自主保安活動「LPGガス安心サポート 推進運動」について ②被害状況報告書の新様式への移行に 伴う「通報訓練」の実施について	協会事務局	
10月6日（水）		1日目と同じ		156名

○地域保安指導講習会

日 時	講習テーマ	講習方法	申込者
令和4年 1月24日（月） ～2月24日（木）	法令指導	e-ラーニング	56名
	保安業務指導		56名
	CO中毒事故防止技術	※コロナ禍のため、インターネットを 活用したe-ラーニングにより実施。	47名
	LPGガス災害対策		49名

○保安専門技術者養成講習の受講 なし

○LPGガス充填所等防災訓練の実施（県下7地域）

対象支部	日時・場所	訓練想定・内容等	参加者数
岩 国	10月28日(木)13:30～ 大陽日酸エネルギー（株） 中四国支社山口支店	①ローリー受入れ時のガス漏洩応急処置訓練 ②地震により容器転倒・ガス漏洩、火災に対する消 火訓練 ③容器転倒によるガス漏洩応急処置訓練 ④消費者宅被災時の供給設備復旧訓練 ⑤地震による貯槽付近配管からのガス漏洩、火災に 対する応急処置訓練 ⑥水害による容器流出防止ネットの紹介	合計20社 47名 （訓練参加：5充填所 18名） 県消防保安課 和木町 岩国地区消防本部 山口県LPGガス協会

柳井大島	10月15日(金)7:50~ 柳井支部	緊急通報訓練を実施(電話連絡)	19事業所
光下松徳山都濃	10月21日(木)13:30~ 高山石油ガス(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡・出動訓練 ・中核充填所訓練に参加 ・下松市との防災協定に基づくLPガス供給訓練 	48社99名 県・協会
防府徳地山口吉敷	10月29日(金)10:00~ 高山石油ガス(株) 小郡充填所	地震発生による製造設備の緊急初期対応処置訓練	36社37名 山口県LPガス協会
宇部小野田厚狭	10月27日(水)10:00~ 山口・アポロ(株) 宇部営業所	<p>容器積み込み時に荷台より容器が落下し、ガス噴出事故が発生したことを想定した緊急時における応急処置訓練</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事故発生、充填作業中止通報訓練 2 緊急遮断弁操作訓練 3 ガス漏れ対応、応援訓練 4 社内緊急連絡通報訓練 5 充填所構内への進入禁止作業訓練 6 消防火設備の操作訓練 7 消防署への通報訓練 8 付近への広報訓練 9 ガス噴出対応訓練 10 ガス滞留防止確認作業訓練 11 報告 	<p>訓練参加者 14名 見学者 18名 山口県LPガス協会</p>
下関	11月10日(水)10:00~ ヤマサンガス(株) 下関営業所	<p>南海トラフを震源とする巨大地震が発生、充填所で容器が転倒し、配管の一部からLPガスが漏洩するなどの被害を想定し、応急処置から、再度容器に充填するまでの一連の操作について訓練を実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①充填停止(オートガス+容器) ②緊急遮断弁の閉止 ③転倒した容器の損傷、漏洩の確認及び整頓 ④充填場建屋、障壁、貯槽等の基礎の確認 ⑤ガス配管の損傷及びガス漏洩有無の確認 ⑥漏洩箇所の応急処置 ⑦散水装置の作動確認 ⑧充填再開(オートガス+容器) 	<p>訓練参加者 6名 見学者 5社6名 山口県LPガス協会</p>
美祢長門萩	10月26日(火)10:00~ 服部産業(株)萩充填工場	<p>(災害想定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○萩市沖の見島付近西部断層を震源とする地震が発生 ○山口県内では最大震度6弱を観測 ○萩港では2.1mの津波を観測し、沿岸地域で浸水が発生 <p>(訓練内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①責任者(工場長)指示 設備緊急停止、ガス漏れ有無の調査、立入禁止措置、配送員高台避難 ②設備緊急停止 液送ポンプ停止、緊急遮断弁及び貯槽元弁閉栓、充填中のバルブ閉栓 ③ガス漏れ調査 プラットホームから転落した容器やタンク等のガス漏れ確認 ④報告 <ul style="list-style-type: none"> ・工場長から社長に設備、ガス漏れ等の異常なしを報告 ・社長から県担当者及び山口県LPガス協会専務理事に同様の報告 	<p>30社39名 県消防保安課 山口県LPガス協会</p>

○山口県総合防災訓練への参画

新型コロナウイルス感染防止の観点から従来の実施内容が大幅に見直され、これまで協会が参加していた実動訓練は防災関係公共機関のみに限定された。代わりに、令和3年度から、防災に関する取組が県ホームページ上で紹介される「Web 展示訓練」が新たにスタートし、協会はこの訓練に参加。

「Web 展示訓練」への出展内容

「2021年総合防災訓練」web展示訓練	
団体名	一般社団法人山口県LPガス協会
業種	LPガスの保安
所在地	山口県山口市中央4-5-16 県商工会館2階
URL	https://y-lpgas.jp/
防災に関する取組	
<p>当協会においては、LPガスに係る災害を未然に防止し、公共の安全と県民生活の向上に寄与することを目的として、保安委員会を設置し、保安・防災活動に取り組んでいます。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時のLPガス応急生活物資の提供について、県及び全市町と防災協定を締結しています。 ○県内の10 充填所を中核充填所に指定し、毎年、稼働訓練を行って、災害時にLPガスを供給する体制の整備に努めています。 ○毎年、県内を7ブロックに分け、各ブロック毎に防災訓練を実施しています。また、これまで県総合防災訓練へ積極的に参加してきました。 ○毎年、廃棄ガスメーターの回収事業で得た収益金を活用して、市町へ炊き出しセットや非常用発電機等の防災用品を寄贈しています。 ○災害時に、簡易シャワーの提供や流出容器の回収などを行った実績があります。また、県営住宅等への被災者入戸の際のガスコンロの提供について協力しています。（当協会への応募実績なし） <p>【今後の取組について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○西日本豪雨を教訓に全国的に被災状況報告の様式が見直されたところであり、こうした大災害に備え全会員を対象に通報訓練をするなど、今後も消費者の被災状況の迅速な把握に努めていきます。 	
 <p>中核充填所稼働訓練（岩国支部）</p>	
 <p>光市寄贈式（非常用発電機2台寄贈）</p>	

○LPガス安心サポート推進運動の推進（初年度）

(1) 運動の流れ

- 平成 24 年度～3年間 「LPガス安全安心向上運動」
- 平成 27 年度～3年間 「LPガス安全応援推進運動 “すべてはお客様の安心のために”」
- 平成 30 年度～3年間 「LPガス快適生活向上運動 “もっと安全さらに安心”」

令和3年度～ 5年間 「LPガス安心サポート推進運動」

（全国目標） ① 死亡事故0～ 1件未満
② 人身事故0～25件未満



(2) 運動の概要

国の安全高度化計画のアクションプランと一致した運動を展開

→<https://onl.la/BAUUVxQ>

(3) 令和3年度重点推進事項の実施状況

(重点推進事項1) 販売事業者に起因する事故防止対策

- ① 定期点検・調査の確実な実施（県重点）
→令和3年度に協会テレビCM第3作「えるちゃん保安啓発篇」を制作・放映（青年部会）
- ② 保安教育の確実な実施、講習会・防災訓練等への積極的な参加（県重点）
→講習会・防災訓練等を積極的に開催（報告5-1参照）
- ③ 高経年化した埋設管等の適切な維持管理（県重点）

(重点推進事項2) 他工事による事故防止対策

- 令和3年度販売事業所保安講習会で講習（協会）
→協会でリーフレット「工事をご計画のお客様へ」を作成し、消費者保安月間中に販売店からお客様へ配布
- ① 他工事への積極的な立ち合い（県重点）
 - ② 一般消費者等への周知・啓発活動の実施（県重点）

(重点推進事項3) 業務用施設の事故防止対策

- 令和2年度製造事業所保安講習会（令和3年2月開催）で講習（ガス警報器工業会）
- ① 業務用換気警報器の設置促進（全L協重点）
 - ② ガス警報器とガスメーターの連動遮断の促進（全L協重点）

(重点推進事項4) 災害対策

- ① 軒先容器の流出防止対策の徹底（全L協重点）
→令和3年度販売事業所保安講習会で講習（県・協会）
→容器流出防止措置対象施設明示シールの斡旋（1,500シート作成～販売継続中）
- ② 災害時における応急生活物資の供給体制の整備
- ③ 被害状況報告書（新様式）を使用した通報訓練の定期的な実施
→令和3年度販売事業所保安講習会で講習（協会）
→被害状況報告書の新様式への移行に伴う通報訓練の実施（10/19）
→令和4年度以降の定期的な通報訓練の実施決定

(重点推進事項5) その他

- ① 県保安指導方針と相まった重点推進事項の決定
→県保安指導方針を運動に取り込み、県と連携して推進（重点推進事項1・2）
- ② LPガス消費者保安月間における上記対策の重点的推進
→月間中に販売事業所保安講習会や防災訓練を実施し、上記対策を重点的に推進
- ③ 保安委員会による検討
→年3回開催し、保安上の取組について検討～実施
- ④ LPガス安心サポート推進運動（新運動）の周知（令和3年度）
→令和3年度販売事業所保安講習会で周知（協会）

②中核充填所関係（中核充填所委員会所管）

○山口県中核充填所委員会

(1) 会議 ※Web方式併用

日時 令和3年9月24日（金）13:30～

会場 山口県LPガス協会事務所

出席者 県消防保安課、委員長（服部会長）、委員（中核充填所）10名

(2) 稼働訓練 ※周南地域（光・下松・徳山・都濃支部）防災訓練と併せて実施

日時 令和3年10月21日（木）13:30～15:00

会場 下松市大字平田111 高山石油ガス（株）

- 訓練項目
- ①地震発生による充填所の緊急点検
 - ②災害時石油ガス供給連携計画による応援要請・対応訓練
 - ③下松市と山口県LPガス協会下松支部との防災協定に基づく供給訓練

○中国地域特定石油ガス輸入業者等連絡協議会

標記連絡協議会は、中国地域の特定石油ガス輸入業者6社、中核充填所30社及び各県のLPガス協会を会員とする協議会で、災害時におけるLPガス供給体制の整備に向けた各種事業や石油備蓄法に基づく経済産業大臣勧告が発令された際の対応訓練を実施。

(1) 会議

・幹事事業者会

会議名	第1回幹事事業者会	第2回幹事事業者会
日時	令和3年8月26日（木）13:30～	令和4年2月17日（木）13:30～
方式	Web方式(鳥取県LPガス協会主催)	同左
出席者	各県の幹事事業者及びLPガス協会 ※山口県からヤマサンガス(株)出席	同左
検討事項	1 令和3年度事業計画について 2 令和3年度実施訓練について 3 その他	1 実施訓練の振返りについて 2 令和4年度代表幹事の確認について 3 令和4年度の活動について

・全体会議

第1回幹事事業者会の協議結果を踏まえ、令和3年度事業計画及び実施訓練が決定。

(日時) 令和3年9月21日（火）13:30～

(方式) Web方式（鳥取県LPガス協会主催）

(出席者) 全会員 ※山口県から10中核充填所及び協会が出席

(2) 実施訓練

令和3年10月15日に中国地域災害時情報伝達訓練を実施した。（被災状況の報告及び報告終了の連絡による衛星携帯の作動確認）

また、中核充填所毎に連絡担当者2名以上を置く被害情報収集体制を当協会独自に整備し、LINE公式アカウントによる通報訓練を併せて実施した。

③青年部会活動（青年部会所管）

○使用期限切れガスメーター回収事業（令和3年度実績（速報））

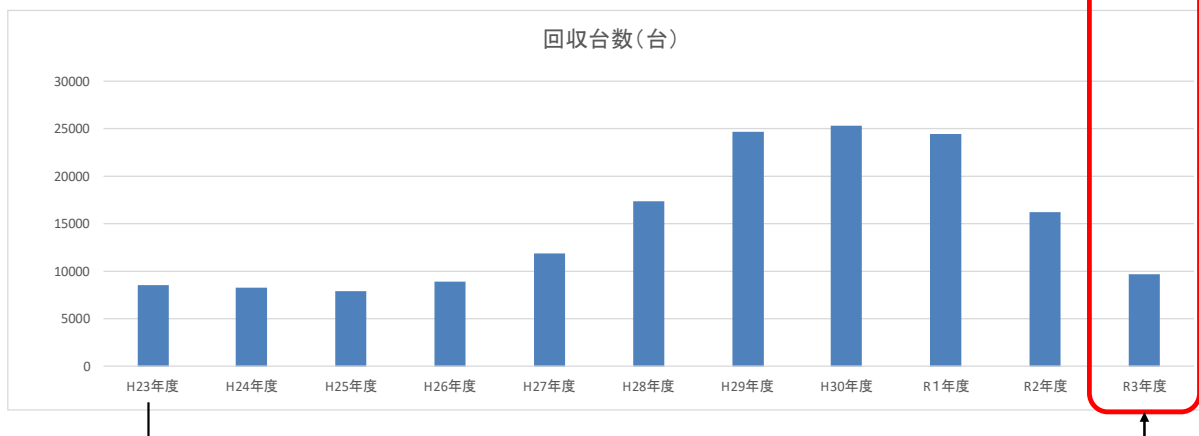
ブロック	支部名	回収台数(台)				
		6月分	9月分	12月分	3月分	合計
第1	岩国	210	332	333	80	955
	柳井	235	123	118	25	501
	大島	199		149	24	372
	小計	644	455	600	129	1,828
第2	光	182	43	32	378	635
	下松	317	188	173	389	1,067
	徳山	146	95	83	58	382
	都濃	151	106	78	82	417
	小計	796	432	366	907	2,501
第3	防府徳地	48	62	80	68	258
	山口	163	246	152	177	738
	吉敷			27	0	27
	小計	211	308	259	245	1,023
第4	宇部小野田	844	626	391	485	2,346
	厚狭	17	30	17	16	80
	美祢	3	169	1	6	179
	小計	864	825	409	507	2,605
第5	下関	317	316	467	105	1,205
	小計	317	316	467	105	1,205
第6	長門			89	131	220
	萩		371	107	119	597
	小計	0	371	196	250	817
合計		2,832	2,707	2,297	2,143	9,979
1台当たりの売却単価(円)		100	100	100	120	100→120
回収金額(円)		283,200	270,700	229,700	257,160	1,040,760

使用期限切れガスメーターの回収実績(過去10年間)

○回収台数は10年周期で推移しており、令和2年度に減少に転じ、令和3年度からの4年間は1万台を下回る見込み

○売却価格は長く1台120円で安定していたが、アルミ市況の変動に伴い、平成30年度は120円→100円、令和2年度は75円→80円→90円、令和3年度は100円→120円で推移

ブロック	支部名	回収実績(台)										
		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
第1	岩国	1,311	1,052	545	1,490	1,945	1,468	2,240	3,037	2,631	1,565	955
	柳井	338	280	278	503	741	1,231	2,372	2,039	1,837	1,314	501
	大島	0	0	0	0	0	0	799	671	775	556	372
	小計	1,649	1,332	823	1,993	2,686	2,699	5,411	5,747	5,243	3,435	1,828
第2	光	268	222	467	329	339	577	651	1,249	895	919	635
	下松	389	314	516	285	634	897	1,144	1,742	1,578	1,064	1,067
	徳山	367	309	208	418	984	908	1,118	1,044	571	617	382
	都濃	604	559	485	239	613	870	1,455	1,134	928	588	417
	小計	1,628	1,404	1,676	1,271	2,570	3,252	4,368	5,169	3,972	3,188	2,501
第3	防府徳地	334	422	433	422	1,032	1,200	1,521	1,357	1,454	619	258
	山口	799	1,197	1,176	1,707	2,168	2,870	3,005	3,245	2,836	1,285	738
	吉敷	1	5	19	42	43	380	681	524	292	53	27
	小計	1,134	1,624	1,628	2,171	3,243	4,450	5,207	5,126	4,582	1,957	1,023
第4	宇部小野田	1,371	1,554	2,168	2,350	1,845	2,859	3,592	3,840	3,696	3,478	2,346
	厚狭	102	0	0	81	64	236	247	602	460	297	80
	美祢	247	183	165	8	0	0	0	372	445	18	179
	小計	1,720	1,737	2,333	2,439	1,909	3,095	3,839	4,814	4,601	3,793	2,605
第5	下関	1,153	1,115	455	337	591	1,030	1,778	1,821	3,161	2,705	1,205
	豊浦西	600	89	56	72	139	226	97	280			
	小計	1,753	1,204	511	409	730	1,256	1,875	2,101	3,161	2,705	1,205
第6	長門	0	132	33	12	0	929	1,919	812	1,409	560	220
	萩	697	857	895	610	690	1,645	2,065	1,565	1,429	622	597
	小計	697	989	928	622	690	2,574	3,984	2,377	2,838	1,182	817
合計		8,581	8,290	7,899	8,905	11,828	17,326	24,684	25,334	24,397	16,260	9,979
1台当たりの単価(円)		120	120	120	120	120	120	120	120→100	100	75→80→90	100→120
回収金額(円)		1,029,720	994,800	947,880	1,068,600	1,419,360	2,079,120	2,962,080	2,796,940	2,439,700	1,273,195	1,040,760



○寄贈事業

(1) 協会青年部会 山口県消防学校へガス衣類乾燥機「乾太くん」5台寄贈（報告4）

(2) 柳井支部

- ア 寄贈先 柳井市学校給食センター及び平生町立佐賀保育園
- イ 寄贈品 衣類乾燥機「乾太くん」各1台
- ウ 費用 399,999円
- エ 寄贈式 現在、支部で調整中

○火育事業

(1) 山口支部～宮野まつりにおける「火おこし体験コーナー」の設置

- ア 日時 令和3年10月17日（日）9:00～13:00
- イ 場所 宮野地域交流センター 宮野まつり会場
- ウ 内容
 - ・親子で火おこし体験（42組が参加）
 - ・えるちゃんペーパークラフト制作
 - ・LPガス発電機の展示



(2) 防府徳地支部～「火育教室」の開催

- ア 日時 令和4年2月8日（火）14:00～（90分間）
- イ 対象 防府市立小野小学校3・4年生32名
- ウ 内容 座学（火の歴史）～火おこし体験

※防府徳地支部では、例年、防府市立西浦小学校で火育教室を開催されており、今年度も1月と3月の2度計画されたが、いずれも中止となった。



○協会テレビCM第3作「えるちゃん保安啓発篇」の制作

(1) WG委員

	氏名	事業所名	出演者
委員長	中野 光国	(株)ダイサンプロパン	
委員	田尾 清	(株)クロスポイント	
委員	柏木 俊行	(株)三友	
委員	田村 真	(株)タムラ	
委員	橋本 睦	(株)えびすや	えるちゃん
委員	田中 雄一郎	エネックス(株)	
委員	守田 茂樹	(株)守田	
委員	安枝 憲章	伊藤忠エネクス・ホームサービス西日本(株)	点検員

(2) 検討会の開催

検討会等	実施日	検討内容
第1回	6.8(火)	山口県保安対策委託事業の一環として、「保安啓発篇」を制作 ○テレビCMで要請する保安啓発のポイントについて 等
第2回	7.5(月)	○制作するテレビCMの絵コンテについて
第3回	7.29(木)	○絵コンテについて(第2回から継続) ○出演者について(安枝委員に決定) ○撮影場所について
第4回	8.27(金)	○絵コンテの最終決定(第2回から継続) ○撮影日程及び撮影場所 ○準備物 ○協会サウンドロゴについて(5案から決定)
撮影①	9.13(月)	吉敷支部会員宅(ボンベ点検)～リノベーション(コンロ点検) ～(有)アガテイ事務所(点検訪問時～ナレーション録り)
撮影②	9.27(月)	(有)アガテイ事務所(換気)～美濃ヶ浜海浜広場(エンディング)～防府日石ガスショールーム(コンロの火)
第5回	10.8(金)	○テレビCM最終確認
放映開始	11.1(月)	○民放3社により順次放映を開始

(3) 制作会社 (株)中国新聞アド(第1作から継続)

(4) 撮影風景



〇えるちゃんLINEスタンプの制作について

(1) LINE スタンプ制作検討WG (計4回開催)

支部名	委員氏名	事業所名
青年部会長	中野 光国	(株)ダイサンプロパン
副部会長	有富 亨	(株)佐伯商店
岩 国	安枝 憲章	伊藤忠エネクスホームライフ西日本(株)岩国営業所
柳 井	磯部 浩育	磯部商店
都 濃	清水 一徳	清水プロパン(株)
厚 狭	森岡 康夫	(有)森岡石油

(2) 制作したLINEスタンプ

〇制作数 16個

〇販売開始 令和3年8月31日(火)



○協会ユニフォーム（えるちゃんブルゾン）の作成について

県から受託した令和3年度保安対策事業における保安啓発PR用品として、青年部会において背面にS i センサーコンロへの取替をPRするえるちゃんをデザインした協会ユニフォームを作成。

(1) デザイン（背面）



(2) 配布数

	デザイン1	デザイン2	合計
協会からの配布	63	83	146
支部等からの追加申込	17	46	63
合計	80	129	209

(3) 支部における活用例 ※萩支部



I 令和3年度需要開発事業について

1 広報活動(R3 予算:8,000,000 円、決算見込み:8,358,813)

※R2 予算:11,138,600 円、決算額:11,393,372 円

(1) 一般広報+保安対策広報(決算見込み:7,575,613 円)

◆テレビ放映(決算見込み:5,478,000 円)

※(一般)4,284,500 円、(保安)1,193,500 円

①「えるちゃん保安啓発」編 (15 秒)	保安対策広報(県委託事業) R3.11 完成、11 月に集中放映
②「えるちゃんお仕事紹介」編 (15 秒)	R2 制作
③「えるちゃん誕生」編 (15 秒)	R1 制作
④「ぶちええね!キャンパ-ン告知」 (15 秒)	10 月と 12 月に放映
⑤「LP ガスで、快適生活」編 (30 秒)	全国 LP ガス協会制作(山口県版) 1 月~2 月に集中放映
⑥「目立たないところで山口県」編 (15 秒)	高知県協制作(山口県版)
⑦「いつでもどこでも LP ガス」編 (15 秒)	岡山県協制作(山口県版)

※9 月~2 月までの 6 か月間、下記の放送枠で CM を放映

放送局	番組名	番組時間	放送曜日
KRY	さわやかモーニング	5:20~6:30	月曜日
KRY	熱血テレビ	16:50~17:53	水曜日
yab	J チャンやまぐち	18:15~18:55	火曜日
yab	スポット	不定期	不定期
tys	スポット	不定期	不定期

◆ラジオスポット、パブリシティ等（決算見込み：330,000円）

- ・ FM山口 20秒スポット
- ・ パブリシティ 数回
- ・ 10～12月までの3ヶ月間

◆業界紙広告（決算見込 134,200円）

内訳：プロパン79,200円、プロパン産業35,200円、プロパン新聞19,800円

◆ホームページの更新・メンテナンス（決算見込 242,000円）

◆協会ニュース印刷（決算見込 65,580円）

※R4.1の第42号の1号分。R3.4の第41号は昨年度で精算

◆TVCM作成等（決算見込 962,833円）…保安対策（県委託事業）

内訳：CM作成費500,000円、ブルゾン作成費462,833円

(2) 消費者相談広報（国庫補助事業、決算見込 783,200円）

◆ラジオ（決算見込 563,200円）

- ・ 20秒スポット KRY（9月）、FM山口（10～1月）、

◆新聞（決算見込 220,000円）

- ・ 1月 朝日・毎日・読売・中国・山口新聞

2 ぶちええね！キャンペーン（実施期間：10～2月）※実施結果は資料1参照

(1) 参加状況等

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
参加口数	101口	92口	95口
ファンズ1(ガス機器販売)	1,212台	1,168台	762台
ファンズ2(ハガキ応募者数)	1,972人	2,626人	2,508人

(2) キャンペーン告知

①テレビ放映

民放3社の放映枠の中で、告知CMを10月と12月に集中放映

②ラジオ放送(FMやまぐちのライブ放送)

- ・ えるちゃんが新山口駅サテライトスタジオを訪問(10/8)し、LPガスの良さとキャンペーンの概要をPR
- ・ 山陽プロパン(株)(10/29)と(株)マダ(11/12)をFMやまぐちのリポーターが訪問し、インタビュー形式でキャンペーンの概要とお薦めのガス機器をPR

(3) キャンペーン実施スケジュール等

① 募集開始 令和3年7月5日～8月20日(参加費1口、15,000円)

② アイテム配布 9月中にチラシ、のぼり(5種類)を配布

キャンペーン告知	Siセンサーコンロ	高効率給湯器	暖房機器	乾燥機器
----------	-----------	--------	------	------

③ キャンペーン期間 令和3年10月1日～12月28日→2月28日

※販売報告の締切は、3月7日

④ 賞品の抽選 令和4年3月9日 → 賞品発送は3月10日

- ・ A賞 クオカード(1万円分) 10名
- ・ B賞 " (5千円分) 20名
- ・ C賞 " (2千円分) 50名
- ・ チャンス2 " (5百円分) 100名

ジャンル	当選確率	製品名
Siセンサーコンロ	1倍	・Siセンサーコンロ
高効率給湯器	3倍	・エコジョーズ
	5倍	・ハイブリッド給湯器、エネファーム
暖房機器	1倍	・ファンヒーター、ストーブ
	5倍	・床暖房
乾燥機器	5倍	・衣類乾燥機
	5倍	・浴室暖房乾燥機

⑤ 販売店上位コンテスト ※コンテスト結果は資料2参照

4分野毎にベスト10を集計。分野毎にベスト3までは賞品を授与

(4) キャンペーン収支 ※収支決算の詳細は資料3参照

	今年度	昨年度
収入	1,879,600円	982,710円
支出	1,846,024円	2,311,974円
収支差額	33,576円	△1,329,264円

3 家庭用エネルギー転換調査 ※調査結果は資料4参照

エネルギー転換の実態を把握するため、家庭用エネルギー転換調査を令和3年も引き続き実施した。

- ・ 調査期間 令和3年1月～12月
- ・ 報告期限 令和4年1月末日
- ・ 内 容

①県全体(令和2年→令和3年)

- ・ 消費者戸数は昨年比2.1%減の296,880戸と30万戸を割り込んだ。
- ・ LPガスからの転換数(1,943戸)をLPガスへの転換数(2,092戸)が上回った。その要因は、電化(933→981戸)と都市ガスへの転換(919→955戸)は昨年より増加したものの、石油給湯からLPガス給湯への転換(989→1,338戸)が大幅増となったことによる。

②支部(令和2年→令和3年)

- ・ LPガスからの転換割合が多いのは、宇部小野田、光、美祢、吉敷支部の順である。※光支部の数字は、県東部地域全域を商圈としている光支部の会員の影響が大きいため、必ずしも光支部地域の状況を示すものではない。
- ・ 宇部小野田支部は昨年の約2倍の転換数(382→700戸)で、都市ガスへの転換(220→546台)が急増したことによる。
- ・ 光支部は昨年の約2倍の転換数(62→128戸)で、電化(47→84戸)と都市ガスへの転換(15→44台)が急増したことによる。
- ・ LPガスへの転換が多いのは、光、下関、防府徳地支部の順である。
- ・ 光支部は石油給湯からの転換数が前年比8倍(43→344戸)となった結果、LPガスへの転換が(65→365戸)と急増し、差引転換数でLPガスへの転換が上回った。
- ・ 下関支部は電化は増加(88→110戸)ものの、都市ガスからLPガスへの転換(103戸)及び石油給湯からLPガス給湯への転換(162戸)により、差引転換数でLPガスへの転換を昨年につきプラスとした。

4 LPガス機器需要開発セミナーの開催

- ・コロナ禍のため、ZOOMによるオンライン方式で実施。
- ・テーマについては、事前にニーズ調査を行い、人気の高いテーマについて実施した。
- ・参加会社数は延べ91社。参加人数は延べ128名。

(1) 全国LPガス協会とのコラボ企画

月日	時間	テーマ・内容	講師
9/16 (木)	13:30 ～ 14:30	<u>〇ガス衣類乾燥機「乾太くん」の提案方法</u> ～将来のガスファンを作ろう ●市場背景・消費者ニーズ、●ラク家事商品としての優位性 ●提案のポイント ●販売事例紹介	リンナイ(株)
	15:00 ～ 16:00	<u>〇LPガス業界のDX化支援のご提案</u> ●モバイルワーク(スマホ、タブレットで従来業務の変革) ●LPWA連携とWEB検針票・請求書	パーパス(株)
9/17 (金)	13:30 ～ 14:30	<u>〇「いつも」と「もしも」を支えるエネファームのご紹介</u> ●燃料電池導入の環境及び経済価値 ●3大インフラの停止に備えた災害対策 ●太陽光発電の自家消費促進	パナソニック(株)
	15:00 ～ 16:00	<u>〇需要開発促進のための情報システムの活用について</u> ●ガス基幹システムができること ●地域共通ポイントサービスを活用した会員制度構築による顧客接点強化	(株)カナデンブレイン

(2) 山口県LPガス協会とガス機器メーカーとのコラボ企画

月日	時間	テーマ・内容	講師
9/8 (水)	15:00 ～ 16:00	<u>〇新しいクラウド型集中監視サービスのご紹介</u> ●初期投資不要で「所有」から「利用」への新たな形のクラウド型集中監視サービス ●設置から保守までまるごとお任せ	パナソニック(株)

5 協会ニュース

※令和2年度第2回需要開発委員会(R3.2.24)で審議された発行計画に基づき実施

	R3.4(41号)	R4.1(42号)
挨拶・随想等	県協会長 新年度あいさつ	山口県消防保安課長 新年あいさつ
販売店訪問	小郡製氷(株)(山口市)	伊藤忠エネクスホームライフ西日本(株)岩国営業所(岩国市)
特集	<p>①中国地域特定石油ガス輸入業者等連絡協議会の取組について(中核充填所委員会)</p> <p>②安全装置付き燃焼器具への取替えPR用ステッカーの活用について(保安委員会・青年部会)</p>	<p>①被害状況報告書の新様式への移行に伴う通報訓練の実施について(保安委員会)</p> <p>②青年部会における主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会テレビCM第3作「えるちゃん保安啓発編」の制作 ・えるちゃんLINEスタンプの制作
製品情報	リンナイ(株)…マイクロバブルバスユニット (株)パロマ…バスアダプター	リンナイ(株)…ガス炊飯器
有名店	鯖島食堂(萩市三見)	黒牛焼肉もっこり(宇部市)
支部だより	光支部の活動報告 ・避難所にLPガス発電機を常設	山口支部の活動報告 ・宮野まつり

6 自治体への要望活動

パブリックコメント制度を利用し県協会として意見(LP ガス機器の使用を求める)を提出した。

意見提出 年月日	案 件	意 見 内 容 等
R4. 1. 18	<p>【山口市案件】 山口市新本庁舎等基本 設計最終案への意見</p>	<p>○基本設計の最終案であるため、GHP の採用は断念し、非常用発電機の燃料転換(油→LP ガス)を求めた。</p> <p>➡直接、市側から検討する旨の電話連絡有</p>
R3. 8. 6	<p>【山口県案件】 県東部地域県立武道館 (仮称)整備基本計画(素 案)への意見</p>	<p>○基本計画段階のため、国の補助制度が利用でき、災害対応力がある LP ガス仕様の GHP 空調設備の導入を求めた。</p> <p>➡当協会から提案した方法も含め、施設整備の初期費用や整備後のライフサイクルコストの縮減に向け、最適な手段の導入を検討するとの意見を県 HP 上で表明。</p>

チャンス1(ガス機器購入者対象)の集計結果

資料1

1 ガス機器メーカー別・製品別集計

(単位:台)

メーカー名	Si センサー コンロ【11】	エコジョーズ 【21】	ハイブリッド 給湯器【22】	エネファーム 【23】	ファンヒー ター【31】	ストーブ 【32】	床暖房 【33】	衣類乾燥機 【41】	浴室暖房乾 燥機【42】	
リンナイ	562	310	109	2		73	13	4	38	13
パロマ	372	278	91	3						
ノーリツ	198	62	51			76		1		8
パーパス	71		61					2		8
パナソニック	1				1					
その他	8	3	3				2			
計	1,212	653	315	5	1	149	15	7	38	29

2 ガス機器別上位販売店

(単位:台)

順位	Si センサーコンロ		順位	高効率給湯器		順位	暖房機器		順位	乾燥機器	
1	(株)三友	53	1	(株)ダイサンプロパン	28	1	山口合同プロパン(株)	36	1	(株)えびすや	9
2	服部産業(株)	43		服部産業(株)	28	2	(株)三友	19	2	山陽プロパン(株)	5
3	防府日石ガス(株)	34	2	防府日石ガス(株)	18	3	(有)はしもと	10		(株)三友	
4	青葉石油ガス(株)	25	3	(株)えびすや	17	4	(株)ウエムラエナジー	9		(株)マダ	
5	高山石油ガス(株)光営業所	24	4	(株)三友	16	5	村田ガス設備(株)	7		(株)ダイサンプロパン	
	山田日之出ガス(株)下松	24		エネックス(株)	16		ヤマサンガス(株)厚南	7	3	防府日石ガス(株)	3

令和3年度ぶちええね！キャンペーン販売店コンテスト結果

《消費者戸数当たり、販売上位店ベスト10》

順位	S i センサーコンロ	高効率給湯器	暖房機器	乾燥機器
1	村重石油液化瓦斯部	(株)ダイサンプロパン	村田ガス設備(株)	(株)えびすや
2	防府日石ガス(株)	防府日石ガス(株)	(有)はしもと	山陽プロパン(株)
3	(株)南陽プロパン	(株)えびすや	山口合同プロパン(株)	(株)マダ
4	村田ガス設備(株)	(有)はしもと	重富商店	(株)野原石油
5	山陽プロパン(株)	山陽プロパン(株)	(株)三友周南営業所下松プロパン	(株)ダイサンプロパン
6	(株)中村商店	(株)マダ	村重石油液化瓦斯部	山田日之出ガス(株)小野田営業所
7	(有)佐々木商店	服部産業(株)	(株)マダ	(有)正木石油店
8	(有)森岡燃料店	岩国酸素(株)	(有)河村ガス商会	山田日之出ガス(株)周南営業所
9	(株)野原石油	山田日之出ガス(株)周南営業所	山田日之出ガス(株)小野田営業所	(有)森岡石油
10	山田日之出ガス(株)周南営業所	(株)佐伯商店	(株)三友	防府日石ガス(株)

LP ガスってぶちええね！キャンペーン2021収支決算

【収入】

	R3決算見込	R3予算	摘 要
負担金収入	1,515,000	1,350,000	@15,000×101口
賛助会費	260,000	260,000	@50,000×4社 @30,000×2社
チラシ・幟購入費	104,600	79,710	追加購入分
合 計	1,879,600	1,689,710	

【支出】

	R3決算見込	R3予算	摘 要
TVCM作成費	77,000	0	CMコンテンツリニューアル
チラシ印刷費	430,100	401,500	
幟印刷費	481,250	437,800	幟4種類→5種類
チラシ、幟送料	65,940	70,410	
チャンス1賞品 (Quoカード)	300,000	300,000	A賞: @10,000×10 B賞: @5,000×20 C賞: @2,000×50
チャンス2賞品 (Quoカード)	53,000	50,000	※500円券は手数料@30/枚 @530×100
販売上位 コンテスト (Quoカード)	180,000	180,000	1位: @20,000×4 2位: @15,000×4 3位: @10,000×4
賞品送料	38,734	0	
キャンペーンCM	220,000	250,000	
合 計	1,846,024	1,689,710	
収支差額	33,576	0	

家庭用エネルギー転換調査（過去5年間の推移）

(単位:件)

	29年	30年	元年	2年	3年	平均
1 ① ⇒オール電化	955	914	894	639	730	826
② ⇒IHクッキングヒーター	352	267	251	269	222	272
③ ⇒電気温水器 ・エコキュート	37	35	33	25	29	32
④LPガス ⇒ 電気 ①+②+③	1,344	1,216	1,178	933	981	1,130
2 LPガス ⇒ 都市ガス	870	538	754	919	955	807
3 LPガス ⇒ 石油給湯器	5	13	1	8	7	7
4 LPガスからの転換合計 (1④+2+3)	2,219	1,767	1,933	1,860	1,943	1,944
転換割合(%)	0.69	0.56	0.63	0.61	0.65	0.63
5 ① ⇒オールLPガス	47	36	50	50	49	46
②IHクッキングヒーター ⇒LPガスコンロ	15	22	17	27	24	21
③電気温水器・エコキュート ⇒LPガス給湯器	160	185	218	178	226	193
④電気 ⇒LPガス ①+②+③	222	243	285	255	299	261
6 都市ガス ⇒ LPガス	178	324	289	499	455	349
7 石油給湯 ⇒ LPガス給湯	1,254	1,217	1,028	989	1,338	1,165
8 LPガスへの転換計 (5④+6+7)	1,654	1,784	1,602	1,743	2,092	1,775
9 差引転換数(8-4)	-565	17	-331	-117	149	-169.4
差引転換割合(%)	-0.18	0.01	-0.11	-0.04	0.05	-0.05
10 消費者戸数(推計含む)	321,156	316,610	308,891	303,305	296,880	309,368

家庭用エネルギー転換調査（令和2年・令和3年比較）

単位：件

	岩国	大島	柳井	光	下松	徳山	都濃	防府 徳地	山口
1 ① ⇒オール電化	97	10	22	42	29	13	14	36	48
	118	3	22	72	39	2	21	31	50
② ⇒IHクッキングヒーター	36	15	16	4	16	6	13	4	61
	38	13	12	12	9	10	18	1	7
③ ⇒電気温水器 ・エコキュート	5	0	1	1	4	1	0	2	0
	8	0	3	0	3	3	0	2	1
④LPガス ⇒ 電気 ①+②+③	138	25	39	47	49	20	27	42	109
	164	16	37	84	51	15	39	34	58
2 LPガス ⇒ 都市ガス	0	0	1	15	90	42	2	122	176
	15	0	0	44	41	35	11	56	91
3 LPガス ⇒ 石油給湯器	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	1	0	0	0	4	0	0
4 LPガスからの転換合計 (1④+2+3)	138	25	40	62	139	62	29	164	285
	179	16	38	128	92	50	54	90	149
転換割合(%)	0.37	0.38	0.20	0.37	0.86	0.71	0.52	0.79	1.07
	0.48	0.25	0.20	0.78	0.58	0.61	0.98	0.50	0.54
5 ① ⇒オールLPガス	3	1	0	1	3	2	0	6	4
	1	1	1	3	2	1	0	4	1
② IHクッキングヒーター ⇒LPガスコンロ	6	0	1	0	1	1	0	6	1
	2	0	1	0	2	0	0	1	5
③電気温水器・エコキュート ⇒LPガス給湯器	30	12	11	8	18	8	2	14	9
	29	3	15	11	10	2	9	12	35
④電気 ⇒LPガス ①+②+③	39	13	12	9	22	11	2	26	14
	32	4	17	14	14	3	9	17	41
6 都市ガス ⇒ LPガス	0	0	0	13	6	14	0	41	129
	0	0	0	7	31	50	0	92	148
7 石油給湯 ⇒ LPガス給湯	134	57	46	43	50	55	19	42	70
	129	13	37	344	60	18	17	49	101
8 LPガスへの転換合計 (5④+6+7)	173	70	58	65	78	80	21	109	213
	161	17	54	365	105	71	26	158	290
9 差引転換数(8-4)	35	45	18	3	-61	18	-8	-55	-72
	-18	1	16	237	13	21	-28	68	141
差引転換割合(%)	0.09	0.69	0.09	0.02	-0.38	0.20	-0.14	-0.26	-0.27
	-0.05	0.02	0.09	1.45	0.08	0.25	-0.51	0.38	0.51
10 消費者戸数(推計含む)	37,796	6,530	19,550	16,648	16,075	8,782	5,527	20,778	26,603
	36,992	6,296	18,636	16,368	15,911	8,263	5,520	17,971	27,400
調査票提出会員数	34	13	21	16	9	5	10	16	20
	33	12	19	15	9	5	10	13	17
支部会員数	35	13	21	16	9	6	10	16	20
	34	12	19	15	9	5	10	15	17

※ 上段：令和2年 下段：令和3年

家庭用エネルギー転換調査（令和2年・令和3年比較）

単位：件

	吉敷	宇部 小野田	厚狭	下関	美祢	長門	萩	計
1 ① ⇒オール 電化	30	140	16	54	33	20	35	639
	38	128	26	71	37	13	59	730
② ⇒IHクッキングヒーター	5	21	3	29	10	13	17	269
	2	24	0	38	2	25	11	222
③ ⇒電気温水器 ・エコキュート	1	1	0	5	1	2	1	25
	0	2	0	1	1	0	5	29
④LPガス ⇒ 電気 ①+②+③	36	162	19	88	44	35	53	933
	40	154	26	110	40	38	75	981
2 LPガス ⇒ 都市ガス	95	220	0	156	0	0	0	919
	81	546	0	35	0	0	0	955
3 LPガス ⇒ 石油給湯器	0	0	0	7	0	1	0	8
	0	0	0	0	1	0	1	7
4 LPガスからの転換合計 (1④+2+3)	131	382	19	251	44	36	53	1,860
	121	700	26	145	41	38	76	1,943
転換割合(%)	0.61	0.86	0.32	0.66	0.74	0.31	0.30	0.61
	0.64	1.53	0.45	0.38	0.70	0.35	0.42	0.65
5 ① ⇒オールLPガス	16	10	0	4	0	0	0	50
	8	17	1	6	2	0	1	49
② IHクッキングヒーター ⇒LPガスコンロ	2	5	1	2	0	0	1	27
	1	5	0	5	1	0	1	24
③電気温水器・エコキュート ⇒LPガス給湯器	2	19	5	13	3	10	14	178
	6	31	8	19	4	4	28	226
④電気 ⇒LPガス ①+②+③	20	34	6	19	3	10	15	255
	15	53	9	30	7	4	30	299
6 都市ガス ⇒ LPガス	19	62	0	215	0	0	0	499
	8	15	0	103	0	0	1	455
7 石油給湯 ⇒ LPガス給湯	16	132	28	187	6	27	77	989
	14	245	28	162	12	32	77	1,338
8 LPガスへの転換合計 (5④+6+7)	55	228	34	421	9	37	92	1,743
	37	313	37	295	19	36	108	2,092
9 差引転換数(8-4)	-76	-154	15	170	-35	1	39	-117
	-84	-387	11	150	-22	-2	32	149
差引転換割合 (%)	-0.35	-0.35	0.26	0.45	-0.59	0.01	0.22	-0.04
	-0.45	-0.84	0.19	0.39	-0.37	-0.02	0.18	0.05
10 消費者戸数(推計含む)	21,441	44,547	5,855	38,198	5,909	11,496	17,570	303,305
	18,787	45,814	5,800	38,452	5,881	10,870	17,919	296,880
調査票提出会員数	13	25	10	43	15	15	21	286
	12	24	9	38	15	14	21	266
支部会員数	14	25	10	43	15	15	21	289
	12	24	10	44	15	14	21	276

※ 上段：令和2年 下段：令和3年

新型コロナに関するBCPの策定及び登録について

1月19日に改訂された基本的対処方針において、国民生活や国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、事業継続計画（BCP）の点検を行った上で欠勤者が多く発生した場合でも業務を継続するとされるなど、国においてはBCPによる事業継続に向けた取組の強化を要請しています。

そのため、1月24日付けで、経済産業省から、コロナ禍における事業継続に向けた取組の強化について要請があり、LPガス事業者に対し、

- 感染症に対応したBCPを速やかに策定すること。
- 策定したBCPを公表し、そのURLを経済産業省の以下のサイトから登録すること。
<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kanbo-somu/covid19-bcp>

を求めています。（1月26日付け協会ホームページ（<https://iil.la/S36od7m>）参照）

BCPをいまだ策定されていない会員におかれては、別添1～3のひな形及び既に登録されている他社のBCPも参考に速やかに策定・公表し、経済産業省の登録サイトから登録していただきますようお願いします。

（参考）

- BCPひな形（<https://iil.la/jBU59xk>）
別添1（充填所用） 別添2（スタンド用） 別添3（小売用）
- BCP登録状況（経済産業省ホームページ）
<https://www.meti.go.jp/covid-19/bcp/index.html>

※表中の公表リンクから登録されているBCPを閲覧することが可能です。

【濃厚接触者の取扱い（山口県）】（<https://onl.la/L676aNe>）

- オミクロン株検査陽性者の濃厚接触者の待機期間については、最終暴露日（陽性者との接触）から7日間（8日目解除）
- 「社会機能維持者」に限り、検査が陰性であった場合は7日を待たずに待機を解除



- 基本的対処方針における「事業の継続が求められる事業者」（LPガス関係事業者が含まれる）は「社会機能維持者」を選定し、実施。
- 4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認後、5日目から解除が可能

新型インフルエンザ流行時における事業継続計画 (B C P)

事業所名 _____

1. 総則

本計画は、新型インフルエンザ流行時（政府情報公開による第三段階（感染 拡大期、まん延期、回復期）において、当県・市内下に感染者が発生した場合における当社の事業継続計画について、実施可能なものを取りまとめたものである。

2. 感染防止策

(1) 常勤役員従業員（以下、「社員」という。）の対応

①対人距離の保持とマスクの着用

感染者の 2 メートル以内に近づかないことが基本となる。不要不急の外出をなるべく避け、不特定多数の者が集まる場には極力行かない。外出時にはマスクを着用する。

②咳エチケットの慣行

咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り 1 ～ 2 メートル以上離れる。咳が出る者はマスクを着用する。

③自宅及び事務所入室時の「手洗い」「うがい」の慣行

「手洗い」は、流水と石鹸を用いて 15 秒以上行うことが望ましい。
洗った後は、水分を十分に拭き取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが 60 ～ 80 % 程度含まれている消毒薬）は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。

④事務所の清掃・消毒

事務所の特に多くの人々が接触する場所（玄関のドアノブ、訪問者用のトイレ等）の清掃・消毒の頻度を上げる。

(2) 健康管理等用品の備蓄

当社に次の用品を備蓄し、全社員には自宅に約 2 週間分の水、食料の備蓄を指示する。また、必要に応じて補給する。

①使い捨てマスク（サージカルマスク、N95 等）、ゴム手袋、うがい薬、消毒用アルコール、常備薬（胃薬、痛み止め、持病の処方薬）、絆創膏（大・小）、ガーゼコットン、解熱鎮痛剤など。薬の成分によってはインフルエンザ脳症を助長するものがあるので、医師・薬剤師に確認のこと）、水枕・氷枕、消毒用漂白剤（次亜塩素系）、体温計 など

②飲食料

米、乾燥麺(そば、そうめん、うどん、パスタ等)、切り餅、コーンフレーク・シリアル類、カンパン、各種調味料、レトルト、フリーズドライ食品、冷凍食品(温度管理・停電に注意)、缶詰、菓子類、インスタントラーメン、ミネラルウォーター、ペットボトル・缶入り飲料 など

③災害時備蓄品

寝具、毛布、懐中電灯、乾電池、携帯電話充電キット、ラジオ、カセットコンロ、ガスボンベ、トイレトーパー、ティッシュペーパー、キッチンラップ、アルミホイル、洗剤(衣料・食器用)石鹼、シャンプー・リンス、保湿ティッシュ、生理用品(女性)、ビニール袋(汚染されたゴミの密封に利用)など

(3) パンデミックワクチン接種の推奨

当社は、国がパンデミックワクチンを国民全員分製造する計画であるとのことから、希望する社員の当該ワクチン接種を履行できるよう配慮し、新型インフルエンザ発症予防処置をとる。

3. 事業継続計画実行指揮発令権者、解除権者

(1) 第一発令者：社長

(2) 第二発令者：第一発令者に事故があった場合は専務

(3) 第三発令者：第二発令者に事故があった場合は、以下職責順

4. 事業継続計画

(1) 情報の収集、提供

①当社は、国の組織または地方自治体の保健局などから随時提供される情報を収集する。

②当社は、関連機関または山口県LPガス協会から随時提供される情報を収集する。

③社員またはその同居中の家族等が新型インフルエンザに感染発症した場合は、山口県LPガス協会に報告する。(報告様式：別添2)

(2) 感染リスクの低減処置

①ラッシュ時の公共交通機関を利用する社員は、時差出勤を可とする。

また、感染する可能性の高い電車・バス等の公共交通機関の利用を極力回避することとする。

②充てん所の充填業務、保安業務、集金業務、管理業務(伝票整理、経理・総務など)の部門において、それぞれの社員への補助要員を確保する。

③情報収集の結果、その他必要な処置をとる。

(3) 事務所内での感染防止措置

- ① 新型インフルエンザに感染発症した社員は、回復するまで自宅待機とする。
- ② 発熱（通常であれば38度C以上が目安）している社員は、発熱相談センターに連絡し指示に従うとともに、所属長に当該指示等を報告し、症状が回復するまで自宅待機とする。
- ③ 社員は、事務所に入室する際、必ず、「手洗い」及び「うがい」を行う。
- ④ 社員は、出勤時及び勤務地において常時マスクを着用する。
- ⑤ 社員の同居中の家族等が新型インフルエンザに感染発症した場合は、必ず所属長に報告する。なお、この場合は、別途指示があるまで自宅待機とする。
- ⑥ 情報収集の結果、その他必要な処置をとる。

(4) 事務所内で社員が発症した場合の対処

- ① 発症の疑いのある社員を会議室に移動させ、他社員との接触を防ぐ。発症者が自力で会議室に向かうことができない場合は、個人防護具を装着した他の社員が発症者にマスクを着けさせた上で援助する。
- ② 発熱センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。
- ③ 管轄の保健所等の指導・助言のもと、事務所等の消毒、衛生管理を実施する。
- ④ 山口県LPガス協会に報告する。（報告様式：別添2）

(5) 充てん所の容器への充てん業務

内部で感染者が発生しても消費者へLPガスの供給が途絶しないよう充填業務を必要に応じて次のように代替える。

また、県内業界団体内、特に近隣の充てん所を運営する他社との提携を強化し、新型インフルエンザに対応する緊急車両や公共交通機関等へのLPガス供給が途絶しないように努める。

- ① 当社業務の他部門から代替要員を確保し、消費者への供給確保を極力行うように努める。
- ② 同業他社から代替要員を確保し、消費者への充填業務を行う。

(6) 共助、相互扶助

- ① 山口県LPガス協会を中心にして、同業者間で充填要員、保安要員のやりくりなど協力する。
- ② 国や地元自治体から様々な要請がなされた場合、可能な範囲で協力する。

5. 最終処置の発令

3. (1) 第一発令者である社長は、当社の組織機能が不能状態に陥った場合、全社員に対し自宅待機を命ずるものとする。

6. 制定及び改廃

本計画の制定及び改廃は、社長の承認を必要とする。

付則

この計画は令和4年___月___日より施行する。

緊急連絡先

1. 社内緊急連絡先一覧

___ 社長	自宅	___	___	___
	携帯電話	___	___	___
___ 専務	自宅	___	___	___
	携帯電話	___	___	___
___ 管理部長	自宅	___	___	___
	携帯電話	___	___	___
___ 社員	自宅	___	___	___
	携帯電話	___	___	___
___ 社員	自宅	___	___	___
	携帯電話	___	___	___
___ 社員	自宅	___	___	___
	携帯電話	___	___	___
___ 社員	自宅	___	___	___
	携帯電話	___	___	___
___ 社員	自宅	___	___	___
	携帯電話	___	___	___
___ 社員	自宅	___	___	___
	携帯電話	___	___	___

2. 最寄りの発熱相談センター

平日 ___時___分～___時___分 _____ - _____ - _____

平日夜間・休日・祝日の連絡先 _____ - _____ - _____

3. 最寄りの病院等

___病院 代表 _____ - _____ - _____

___医院 _____ - _____ - _____

___医院 _____ - _____ - _____

4. 山口県LPガス協会

電話 083-925-6361

ファクシミリ 083-923-8366

5. 警察 _____ - _____ - _____

6. 消防署 _____ - _____ - _____

7. _____ _____ - _____ - _____

8. _____ _____ - _____ - _____

9. _____ _____ - _____ - _____

10. _____ _____ - _____ - _____

11. 内閣官房 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/index.html>

12. 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>

令和 4 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分

山口県 L P ガス協会 御中

Fax.083-923-8366

e-mail: yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp

事業所名 _____

電話番号 _____

担当者名 _____

新型インフルエンザ感染発症報告

No.	報告日	欠勤者数	事業運営への影響
1	月 日	____人 内訳：本人感染が原因____人 家族感染が原因____人 その他 _____人	月 日 感染者と接触があったと思われる従業員 に対し、____日間の自宅待機を命じた。

<報告のタイミング>

- ◎ 従業員に欠勤者がいない事業者の場合
 - 従業員に欠勤者が発生したら、本様式に基づいて報告する。
- ◎ 従業員に欠勤者がいる事業者の場合
 - 以下のタイミングで情報収集を行い報告する。
 - ・ 毎週金曜日時点の情報を翌火曜日 18 時までに報告
 - ・ 毎週水曜日時点の情報を金曜日 18 時までに報告

新型インフルエンザ流行時における事業継続計画（BCP）

事業所名 _____

1. 総則

本計画は、新型インフルエンザ流行時（政府情報公開による第三段階（感染拡大期、まん延期、回復期）において、当県・市内下に感染者が発生した場合における当社の事業継続計画について、実施可能なものを取りまとめたものである。

2. 感染防止策

(1) 常勤役員従業員（以下、「社員」という。）の対応

①対人距離の保持とマスクの着用

感染者の2メートル以内に近づかないことが基本となる。不要不急の外出をなるべく避け、不特定多数の者が集まる場には極力行かない。外出時にはマスクを着用する。

②咳エチケットの慣行

咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。咳が出る者はマスクを着用する。

③自宅及び事務所入室時の「手洗い」「うがい」の慣行

「手洗い」は、流水と石鹸を用いて15秒以上行うことが望ましい。
洗った後は、水分を十分に拭き取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬）は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。

④事務所の清掃・消毒

事務所の特に多くの人々が接触する場所（玄関のドアノブ、訪問者用のトイレ等）の清掃・消毒の頻度を上げる。

(2) 健康管理等用品の備蓄

当社に次の用品を備蓄し、全社員には自宅に約2週間分の水、食料の備蓄を指示する。また、必要に応じて補給する。

①使い捨てマスク（サージカルマスク、N95等）、ゴム手袋、うがい薬、消毒用アルコール、常備薬（胃薬、痛み止め、持病の処方薬）、絆創膏（大・小）、ガーゼコットン、解熱鎮痛剤など。薬の成分によってはインフルエンザ脳症を助長するものがあるので、医師・薬剤師に確認のこと）、水枕・氷枕、消毒用漂白剤（次亜塩素系）、体温計 など

②飲食料

米、乾燥麺（そば、そうめん、うどん、パスタ等）、切り餅、コーンフレーク・シリアル類、カンパン、各種調味料、レトルト、フリーズドライ食品、冷凍食品（温

度管理・停電に注意)、缶詰、菓子類、インスタントラーメン、ミネラルウォーター、ペットボトル・缶入り飲料 など

③災害時備蓄品

寝具、毛布、懐中電灯、乾電池、携帯電話充電キット、ラジオ、カセットコンロ、ガスボンベ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、キッチンラップ、アルミホイル、洗剤(衣料・食器用)石鹼、シャンプー・リンス、保湿ティッシュ、生理用品(女性)、ビニール袋(汚染されたゴミの密封に利用)など

(3) パンデミックワクチン接種の推奨

当社は、国がパンデミックワクチンを国民全員分製造する計画であるとのことから、希望する社員の当該ワクチン接種を履行できるよう配慮し、新型インフルエンザ発症予防処置をとる。

3. 事業継続計画実行指揮発令権者、解除権者

- (1) 第一発令者：社長
- (2) 第二発令者：第一発令者に事故があった場合は専務
- (3) 第三発令者：第二発令者に事故があった場合は、以下職責順

4. 事業継続計画

(1) 情報の収集、提供

- ①当社は、国の組織または地方自治体の保健局などから随時提供される情報を収集する。
- ②当社は、関連機関または山口県LPガス協会から随時提供される情報を収集する。
- ③社員またはその同居中の家族等が新型インフルエンザに感染発症した場合は、山口県LPガス協会に報告する。(報告様式：別添2)

(2) 感染リスクの低減処置

- ①ラッシュ時の公共交通機関を利用する社員は、時差出勤を可とする。
また、感染する可能性の高い電車・バス等の公共交通機関の利用を極力回避することとする。
- ②オートガス販売業の充填業務、保安業務、集金業務、管理業務(伝票整理、経理・総務など)の部門において、それぞれの社員への補助要員を確保する。
- ③情報収集の結果、その他必要な処置をとる。

(3) 事務所内での感染防止措置

- ① 新型インフルエンザに感染発症した社員は、回復するまで自宅待機とする。
- ② 発熱（通常であれば38度C以上が目安）している社員は、発熱相談センターに連絡し指示に従うとともに、所属長に当該指示等を報告し、症状が回復するまで自宅待機とする。
- ③ 社員は、事務所に入室する際、必ず、「手洗い」及び「うがい」を行う。
- ④ 社員は、出勤時及び勤務地において常時マスクを着用する。
- ⑤ 社員の同居中の家族等が新型インフルエンザに感染発症した場合は、必ず所属長に報告する。なお、この場合は、別途指示があるまで自宅待機とする。
- ⑥ 情報収集の結果、その他必要な処置をとる。

(4) 事務所内で社員が発症した場合の対処

- ① 発症の疑いのある社員を会議室に移動させ、他社員との接触を防ぐ。発症者が自力で会議室に向かうことができない場合は、個人防護具を装着した他の社員が発症者にマスクを着けさせた上で援助する。
- ② 発熱センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。
- ③ 管轄の保健所等の指導・助言のもと、事務所等の消毒、衛生管理を実施する。
- ④ 山口県LPガス協会に報告する。（報告様式：別添2）

(5) オートガス・サービス供給

内部で感染者が発生しても消費者へオートガスの供給が途絶しないよう充填業務を必要に応じて次のように代替える。

また、県内業界団体内、特に近隣のエルピーガススタンドを運営する他社との提携を強化し、新型インフルエンザに対応する緊急車両や公共交通機関等へのLPガス供給が途絶しないように努める。

- ① 当社業務の他部門から代替要員を確保し、消費者への供給確保を極力行うように努める。
- ② 同業他社から代替要員を確保し、消費者への充填業務を行う。

(6) 共助、相互扶助

- ① 山口県LPガス協会を中心にして、同業者間で充填要員、保安要員のやりくりなど協力する。
- ② 国や地元自治体から様々な要請がなされた場合、可能な範囲で協力する。

5. 最終処置の発令

3. (1) 第一発令者である社長は、当社の組織機能が不能状態に陥った場合、全社員に対し自宅待機を命ずるものとする。

6. 制定及び改廃

本計画の制定及び改廃は、社長の承認を必要とする。

付則

この計画は令和____年____月____日より施行する。

緊急連絡先

1. 社内緊急連絡先一覧

___ 社長	自宅	_____	-	_____	-	_____
	携帯電話	_____	-	_____	-	_____

___ 専務	自宅	_____	-	_____	-	_____
	携帯電話	_____	-	_____	-	_____

___ 管理部長	自宅	_____	-	_____	-	_____
	携帯電話	_____	-	_____	-	_____

___ 社員	自宅	_____	-	_____	-	_____
	携帯電話	_____	-	_____	-	_____

___ 社員	自宅	_____	-	_____	-	_____
--------	----	-------	---	-------	---	-------

___ 社員	自宅	_____	-	_____	-	_____
	携帯電話	_____	-	_____	-	_____

___ 社員	自宅	_____	-	_____	-	_____
	携帯電話	_____	-	_____	-	_____

___ 社員	自宅	_____	-	_____	-	_____
	携帯電話	_____	-	_____	-	_____

___ 社員	携帯電話	_____	-	_____	-	_____
--------	------	-------	---	-------	---	-------

___ 社員	携帯電話	_____	-	_____	-	_____
--------	------	-------	---	-------	---	-------

2. 最寄りの発熱相談センター

平日 ___時 ___分～ ___時 ___分 _____ - _____ - _____

平日夜間・休日・祝日の連絡先 _____ - _____ - _____

3. 最寄りの病院等

___病院 代表 _____ - _____ - _____

___医院 _____ - _____ - _____

___医院 _____ - _____ - _____

4. 山口県LPガス協会

電話 083-925-6361

ファクシミリ 083-923-8366

5. 警察 _____ - _____ - _____

6. 消防署 _____ - _____ - _____

7. _____ _____ - _____ - _____

8. _____ _____ - _____ - _____

9. _____ _____ - _____ - _____

10. _____ _____ - _____ - _____

11. 内閣官房 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/index.html>

12. 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>

令和 4 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分

山口県 L P ガス協会 御中

Fax.083-923-8366

e-mail: yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp

事業所名 _____

電話番号 _____

担当者名 _____

新型インフルエンザ感染発症報告

No.	報告日	欠勤者数	事業運営への影響
1	月 日	____人 内訳：本人感染が原因____人 家族感染が原因____人 その他 _____人	月 日 感染者と接触があったと思われる従業員 に対し、____日間の自宅待機を命じた。

<報告のタイミング>

- ◎ 従業員に欠勤者がいない事業者の場合
 - 従業員に欠勤者が発生したら、本様式に基づいて報告する。
- ◎ 従業員に欠勤者がいる事業者の場合
 - 以下のタイミングで情報収集を行い報告する。
 - ・ 毎週金曜日時点の情報を翌火曜日 18 時までに報告
 - ・ 毎週水曜日時点の情報を金曜日 18 時までに報告

新型インフルエンザ流行時における事業継続計画（BCP）

事業所名 _____

1. 総則

本計画は、新型インフルエンザ流行時（政府情報公開による第三段階（感染拡大期、まん延期、回復期）において、当県・市内下に感染者が発生した場合における当社の事業継続計画について、実施可能なものを取りまとめたものである。

2. 感染防止策

(1) 常勤役員従業員（以下、「社員」という。）の対応

①対人距離の保持とマスクの着用

感染者の2メートル以内に近づかないことが基本となる。不要不急の外出をなるべく避け、不特定多数の者が集まる場には極力行かない。外出時にはマスクを着用する。

②咳エチケットの慣行

咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。咳が出る者はマスクを着用する。

③自宅及び事務所入室時の「手洗い」「うがい」の慣行

「手洗い」は、流水と石鹸を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は、水分を十分に拭き取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬）は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。

④事務所の清掃・消毒

事務所の特によくの人々が接触する場所（玄関のドアノブ、訪問者用のトイレ等）の清掃・消毒の頻度を上げる。

(2) 健康管理等用品の備蓄

当社に次の用品を備蓄し、全社員には自宅に約2週間分の水、食料の備蓄を指示する。また、必要に応じて補給する。

- ①使い捨てマスク（サージカルマスク、N95等）、ゴム手袋、うがい薬、消毒用アルコール、常備薬（胃薬、痛み止め、持病の処方薬）、絆創膏（大・小）、ガーゼコットン、解熱鎮痛剤など。薬の成分によってはインフルエンザ脳症を助長するものがあるので、医師・薬剤師に確認のこと）、水枕・氷枕、消毒用漂白剤（次亜塩素系）、体温計 など

②飲食料

米、乾燥麺(そば、そうめん、うどん、パスタ等)、切り餅、コーンフレーク・シリアル類、カンパン、各種調味料、レトルト、フリーズドライ食品、冷凍食品(温度管理・停電に注意)、缶詰、菓子類、インスタントラーメン、ミネラルウォーター、ペットボトル・缶入り飲料 など

③災害時備蓄品

寝具、毛布、懐中電灯、乾電池、携帯電話充電キット、ラジオ、カセットコンロ、ガスボンベ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、キッチンラップ、アルミホイル、洗剤(衣料・食器用)石鹼、シャンプー・リンス、保湿ティッシュ、生理用品(女性)、ビニール袋(汚染されたゴミの密封に利用)) など

(3) パンデミックワクチン接種の推奨

当社は、国がパンデミックワクチンを国民全員分製造する計画であることから、希望する社員の当該ワクチン接種を履行できるよう配慮し、新型インフルエンザ発症予防処置をとる。

3. 事業継続計画実行指揮発令権者、解除権者

(1) 第一発令者：社長

(2) 第二発令者：第一発令者に事故があった場合は専務

(3) 第三発令者：第二発令者に事故があった場合は、以下、職責順

4. 事業継続計画

(1) 情報の収集、提供

①当社は、国の組織または地方自治体の保健局などから随時提供される情報を収集する。

②当社は、関連機関または山口県LPガス協会から随時提供される情報を収集する。

③社員またはその同居中の家族等が新型インフルエンザに感染発症した場合は、山口県LPガス協会に報告する。(報告様式：別添2)

(2) 感染リスクの低減処置

①ラッシュ時の公共交通機関を利用する社員は、時差出勤を可とする。
また、感染する可能性の高い電車・バス等の公共交通機関の利用を極力回避することとする。

②当社の配送業務、保安業務、集金業務、拡販業務、工事業務、管理業務(伝票整理、経理・総務など)の部門において、業務の優先順位を考慮し、それぞれの補助要員を確保する。

③情報収集の結果、その他必要な処置をとる。

(3) 事務所内での感染防止措置

- ① 新型インフルエンザに感染発症した社員は、回復するまで自宅待機とする。
- ② 発熱（通常であれば38度C以上が目安）している社員は、発熱相談センターに連絡し指示に従うとともに、所属長に当該指示等を報告し、症状が回復するまで自宅待機とする。
- ③ 社員は、事務所に入室する際、必ず、「手洗い」及び「うがい」を行う。
- ④ 社員は、出勤時及び勤務地において常時マスクを着用する。
- ⑤ 社員の同居中の家族等が新型インフルエンザに感染発症した場合は、必ず所属長に報告する。なお、この場合は、別途指示があるまで自宅待機とする。
- ⑥ 情報収集の結果、その他必要な処置をとる。

(4) 事務所内で社員が発症した場合の対処

- ① 発症の疑いのある社員を会議室に移動させ、他社員との接触を防ぐ。発症者が自力で会議室に向かうことができない場合は、個人防護具を装着した他の社員が発症者にマスクを着けさせた上で援助する。
- ② 発熱センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。
- ③ 管轄の保健所等の指導・助言のもと、事務所等の消毒、衛生管理を実施する。
- ④ 山口県LPガス協会に報告する。（報告様式：別添2）

(5) LPガス・サービス供給

内部で感染者が発生しても消費者へLPガスの供給が途絶しないよう配送業務を必要に応じて次のように代替える。

また、県内業界団体内、特に県下のLPガス貯蔵庫・充てん所を持つ他社との提携を強化し、新型インフルエンザに対応する医療機関（発熱センター、感染症指定診療機関等）へのLPガス供給が途絶しないように努める。

- ① 当社業務の他部門から代替要員を確保し、消費者への供給確保を極力行うように努める。
- ② 卸会社、配送センターに配送を委託する。
この場合に備えて、消費者宅の所在地・住所などを明確にしておく。
- ③ 卸会社、配送センターを変更し、配送を委託する。
この場合に備えて、地域業界内の連携を強化しておく

(6) 共助、相互扶助

- ①山口県LPガス協会を中心にして、同業者間で配送要員、保安要員を援助協力する。
- ②国や地元自治体から様々な要請がなされた場合、可能な範囲で協力する。

5. 最終処置の発令

3. (1)第一発令者である社長は、当社の組織機能が不能状態に陥った場合、全社員に対し自宅待機を命ずるものとする。

6. 制定及び改廃

本計画の制定及び改廃は、社長の承認を必要とする。

付則

この計画は令和4年____月____日より施行する。

緊急連絡先

1. 社内緊急連絡先一覧

_____ 社長	自宅	_____	_____	_____
	携帯電話	_____	_____	_____
_____ 専務	自宅	_____	_____	_____
	携帯電話	_____	_____	_____
_____ 管理部長	自宅	_____	_____	_____
	携帯電話	_____	_____	_____
_____ 社員	自宅	_____	_____	_____
	携帯電話	_____	_____	_____
_____ 社員	自宅	_____	_____	_____
_____ 社員	自宅	_____	_____	_____
	携帯電話	_____	_____	_____
_____ 社員	自宅	_____	_____	_____
	携帯電話	_____	_____	_____
_____ 社員	携帯電話	_____	_____	_____
_____ 社員	携帯電話	_____	_____	_____

2. 最寄りの発熱相談センター

平日9時00分～17時00分 _____ - _____ - _____

平日夜間・休日・祝日の連絡先 _____ - _____ - _____

3. 最寄りの病院等

_____ 病院 代表 _____ - _____ - _____

_____ 医院 _____ - _____ - _____

_____ クリニック _____ - _____ - _____

4. 山口県LPガス協会

電話 083-925-6361

ファクシミリ 083-923-8366

5. 配送センター

電話 _____ - _____ - _____

ファクシミリ _____ - _____ - _____

6. 保安センター

電話 _____ - _____ - _____

ファクシミリ _____ - _____ - _____

7. 警察

_____ - _____ - _____

8. 消防署

_____ - _____ - _____

9. _____

_____ - _____ - _____

10. _____

_____ - _____ - _____

11. _____

_____ - _____ - _____

12. _____

_____ - _____ - _____

13. 内閣官房

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/index.html>

14. 厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/>

令和 4 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分

山口県 L P ガス協会 御中

Fax.083-923-8366

e-mail: yamalpgasu@mx52.tiki.ne.jp

事業所名 _____

電話番号 _____

担当者名 _____

新型インフルエンザ感染発症報告

No.	報告日	欠勤者数	事業運営への影響
1	月 日	____人 内訳：本人感染が原因____人 家族感染が原因____人 その他 _____人	月 日 感染者と接触があったと思われる従業員 に対し、____日間の自宅待機を命じた。

<報告のタイミング>

- ◎ 従業員に欠勤者がいない事業者の場合
 - 従業員に欠勤者が発生したら、本様式に基づいて報告する。
- ◎ 従業員に欠勤者がいる事業者の場合
 - 以下のタイミングで情報収集を行い報告する。
 - ・ 毎週金曜日時点の情報を翌火曜日 18 時までに報告
 - ・ 毎週水曜日時点の情報を金曜日 18 時までに報告

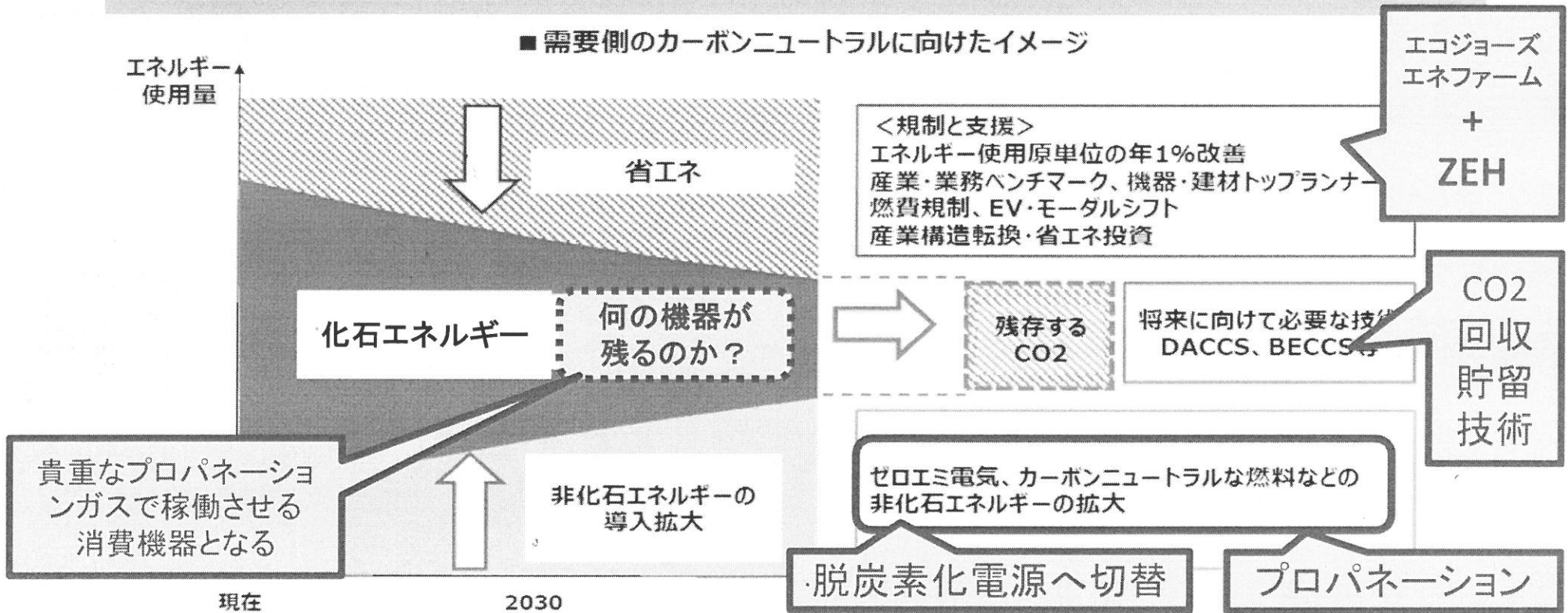
3. 日本のカーボンニュートラルのイメージ

2050年カーボンニュートラルに向けた需要側の取組の方向性

2021年1月27日 基本政策分科会
事務局説明資料 一部加工

- 2050年カーボンニュートラルに向けては、徹底した省エネに加え、再エネ電気や水素等の非化石エネルギーの導入を拡大していくことが必要となる。
- 需要側において、引き続き省エネを進めつつ、供給側の非化石化を踏まえた電化・水素化等のエネルギー転換を促すべき。

■ 需要側のカーボンニュートラルに向けたイメージ



METI エネ庁 2021年4月19日 第1回脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会』より

報告事項 1

令和3年12月24日

L P ガスカーボンニュートラル対応検討会 中 間 報 告

(一社) 全国 L P ガス協会

L P ガスカーボンニュートラル対応検討会

目次

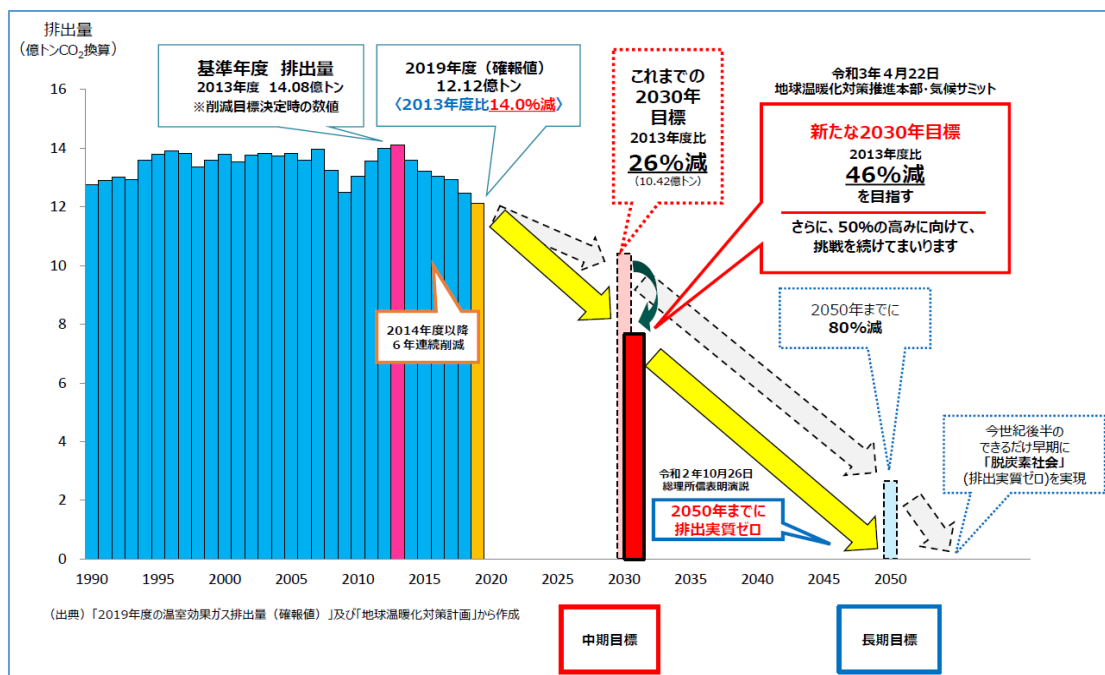
- 1 . はじめに 3 頁目
- 2 . グリーン L P ガスの取り組みに関する L P ガス販売事業者としての意見
整理 7 頁目
- 3 . 省エネ機器の普及、 L P ガス販売事業者の脱炭素の取り組みの検討
. 8 頁目
- 4 . カーボンオフセット等、 C O₂ 排出量を相殺する方法の検討
. 1 4 頁目
- 5 . 国の自動車政策を踏まえたオートガススタンドの在り方の検討
. 1 5 頁目
- 6 . 水素等の脱炭素エネルギーへのシフトの可能性検討や、総合エネルギー
企業への取り組みの検討
. 1 6 頁目
- 7 . 経営の展望及び必要な政策提言等
. 1 8 頁目
- 8 . まとめ
. 2 1 頁目

1. はじめに

(1) LPガスカーボンニュートラル検討会設置の背景

2020年から本格的な運用開始した、地球温暖化対策に関する国際的な枠組みであるパリ協定等により、2050年までにCO₂排出量の大幅削減やカーボンニュートラルの実現を求めて、多くの国は2050年までのカーボンニュートラルの実現を宣言しており、脱炭素社会に向けた動きが国際的に広まった。

こうした背景により日本において2020年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル（以下「CN」という。）」を目指すことが宣言した。CNの実現は、エネルギー・産業部門の構造転換、大胆な投資によるイノベーションの創出といった取り組みを、大きく加速することが必要であったため、2020年12月には経済産業省が中心となり、関係省庁と連携して産業政策・エネルギー政策の両面から、成長が期待される14の重要分野ごとに高い目標を掲げ「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定した。



日本の温室効果ガス削減の中期目標と長期目標

政府のこうした動きを受け、産業界においても、自らCNに向けたビジョン等を策定し、事業活動に伴うCO₂等の温室効果ガス排出すなわち自社排出のネットゼロカーボンを目指すことを宣言した企業や、社会全体の

CN実現に貢献するため、水素や再生可能エネルギー、カーボンリサイクル等の技術開発等を行っていくことを掲げる企業や団体が増加している。

また、石油業界のCN対応においては、CO₂フリー水素、合成燃料、CCUS（Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage：分離・貯留したCO₂を利用しようというもの。）などの技術開発に挑戦し、引き続き、石油販売を軸足に、地域社会のコミュニティ・インフラとして安定供給に努め、今後、EV充電設備併設等の総合エネルギー拠点化にもチャレンジを行うとされている。

一方、都市ガス業界は、トランジションの取り組みとして徹底した天然ガスシフト・天然ガスの高度利用によりCO₂削減を行い、水素やメタネーション等のイノベーションによりガス自体の脱炭素化を進めていくとしている。

更に、CCUSに関する技術開発とその活用や、カーボンニュートラルLNGの活用等にも取り組んでいき2050年に向けてガスのカーボンニュートラル化に挑戦していくとされている。

これらの動向を踏まえ、LPガス業界においても現状のままではビジネスとして将来展望が描けなくなるおそれがあることから、CNへの対応を早急に検討していかなければならない状況にある。

このため、2021年3月25日に開催された理事会において、正副会長の諮問に対応する組織としてLPガスカーボンニュートラル対応検討会（以下、「本検討会」という。）の設置をすることとなった。

（2）検討会の目的、ミッションについて

2021年3月25日の全L協理事会で承認された本検討会は、「国のCNに対する施策を注視しつつ、LPガス販売事業者の持続可能な経営環境の創出を目指した検討を行う」ことを目的として設置された。

その後、本検討会で目的に照らし合わせて、以下のミッションを掲げて検討に取り組むことになった。

【ミッション CNに対するLPガス業界の対応の検討】

- ・卸売、小売、オートガス等の業態を踏まえて、それぞれが出来得るCN対応策の検討を行う。
- ・小売事業者等で対応出来得るCN対策の検討（LPWA等の通信サービスによる配送合理化、エネファーム等の省エネ機器の普及、カーボンオフセットへの取り組み等、及びそれらの取り組みによるCO₂削減の効果の検証）

- ・グリーンLPガスの合成技術であるプロパネーション、ブタネーションの研究、水素社会の実装に向けた研究開発とサプライチェーンの構築、自動車業界の脱炭素化に向けた動向に対する取り組み方の検討。
- ・国や関係団体が既に取り組んでいるCN対応の情報収集（今後の国へのPR材料として活用）

【ミッション CNを踏まえたLPガス販売事業者の将来ビジョンの策定】

- ・化石燃料を販売するLPガス販売事業者はCN対応に不安を持っていることが予想され、短期、中・長期の時間軸を踏まえて段階的なLPガス経営環境のビジネスモデルの多様化の検討。

【ミッション CNに対する政策提言・要望等の検討】

- ・ミッション 及び の検討結果を踏まえて、必要な政策提言等の検討。

（3）本検討会の構成員

別紙のとおり。

（4）CNを踏まえたエネルギー業界全体の見通し

英国・グラスゴーで2021年10月31日から開かれた国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）では、「産業革命前からの気温上昇を1.5度に抑えるための努力を追求する」ことなどを盛り込んだ成果文書が採択されたが先進諸国と発展途上国との利害対立が依然として残るほか、具体的方策での合意に至らないなど、目標実現への道のりは容易ではない。

日本は「2050年の脱炭素」を最終目標に掲げているが、当面（2030年度まで）は、その排出量を2013年度比で全体46%削減を目標に掲げており、そのうち家庭部門においては、66%削減を目指すこととなった。脱炭素化とは、これまでのCO₂を減らす低炭素化とは違い、CO₂の実質排出量を実質ゼロにするということである。

このため、電力では、ゼロエミ電源（CO₂を排出しないエネルギーをいう）にするために、再生可能エネルギーの利用を進め、化石燃料を減少させる他、合成技術を用いた、LNGや石油等、そのものを脱炭素化した合成燃料を利用する計画をたてている。

なお、ゼロエミ化できない部分は、植林等によるカーボンマイナスで相殺することにより、ネットゼロとする手法も取られている。

ゼロエミ電源や、化石燃料の脱炭素化には、相当の期間が要するため、

それまでの間の対応、対策を考えなければならない。例えば都市ガス業界では、都市ガスの脱炭素化（メタネーション）になるまで、燃料転換、コージェネレーション、エネファーム等の普及拡大に取り組み、CO₂排出権を購入したオフセットされたLNG等で取り組むこととしている。

エネルギー全体の脱炭素化のイメージを段階的に整理すると、電化製品、ガス機器が超省エネ化機器となる、エネルギー利用全体の電化が進む、電源の脱炭素化、化石燃料の脱炭素化が進む、脱炭素化しきれない部分はカーボンマイナスの取り組みで賄う、というイメージが進むことが想定される。

しかし、この中の電源の脱炭素化については、先のCOP26において有志国が発出した石炭火力発電の廃止の声明について、今後の世界的な電力需要の高まりと石炭火力の割合から、日本政府は「資源が乏しく海に囲まれている日本は、多様なエネルギー源をバランスよく活用することが重要だ」との考えから参加を見送ったように、容易ではないことが伺える。

LPガス自体の脱炭素化については、後述のように元売等の供給サイドで検討されているが、一般消費者等のCNへの取り組みは、卸売・小売等いわゆる流通の下流サイドで対応していくべき課題である。

脱炭素化されたLPガス（以下、「グリーンLPガス」という）の開発普及は緒に就いたばかりであり、相当の時間がかかると見込まれているところ、その間に競合エネルギーの脱炭素化の進展や電源の脱炭素化の進展次第ではLPガス市場が大幅に縮小するリスクがある。

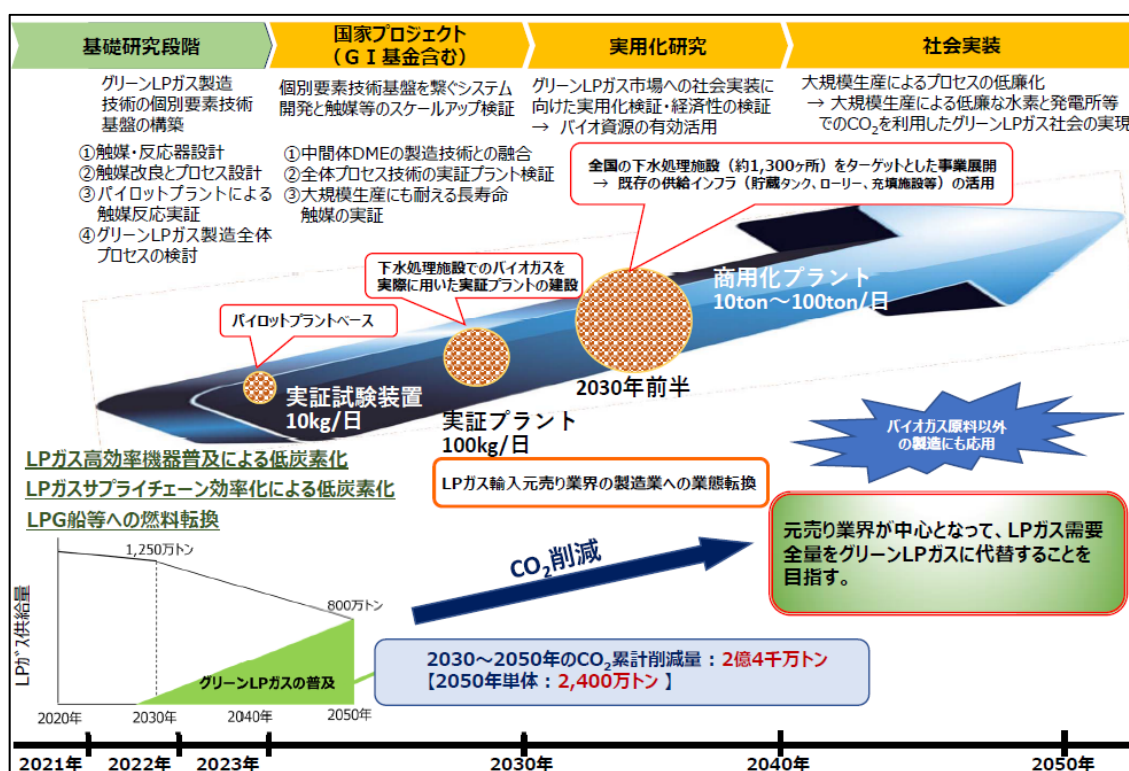
このため、LPガス卸売・小売業界としては、LPガスの環境特性が他の化石燃料に比して相対的にクリーンであることや災害に極めて強い分散型エネルギーであることを元売等との連携のもとに一般消費者等に改めてアピールしつつ、CN対応に積極的に取り組み、需要の確保を図っていくことで消費者へのアピールと理解を得ることが必要となる。

国が2013年度比46%のCO₂削減（家庭部門は、66%のCO₂削減）を目標とした2030年までには、電力、都市ガスを含めたエネルギーのゼロエミ化は難しいことが予想され、それまでの期間は脱炭素化への移行期間（以下「トランジション期間」という。）として、更なる低炭素化への取り組みが重要になる。

LPガス販売事業者が省エネ機器の更なる普及や、事業活動で削減できる低炭素化の取り組み、更には現時点で出来るカーボンオフセットの取り組みを行い、そのことを社会へアピールすることが重要となる。

2. グリーンLPガスの取り組みに関するLPガス販売事業者としての意見整理

LPガス輸入元売5社によって(一社)日本グリーンLPガス推進協議会が設立され、グリーンLPガス(水素とCO₂を合成させ、メタノール等への改質プロセスを経たうえで、100%近い収率でLPガスを製造する新たな技術(プロパネーション・ブタネーション)、LPガスと類似した特性を有するDME(ジメチルエーテル)からLPガスを製造)の開発に乗り出し、2050年に国内のLPガスの需要の全てをまかなうよう目指すこととなった。



(一社)日本グリーンLPガス推進協議会 ロードマップ

グリーンLPガスの製造には水素が必須であり、水素をいかに安定的かつ低コストで調達できるかが重要である。

日本貿易振興機構(ジェトロ)による調査検討では豪州といった水素を安価に調達できる水素生産国もあるとされているため、グリーンLPガス自体が海外生産となる可能性もある。

他方、グリーンLPガスは、国のグリーン成長戦略に新たに位置づけられるなどLPガスのCN達成の柱である一方、現時点において開発には、時間がかかること、グリーンLPガスの製造原価は原料である水素価格に大きな影響を受けるが、2050年政府目標の水素20円/m³を達成しても現在の

LPガス原価の約1.7倍となり、普及に際して克服すべき大きな課題となることが予想される。

	水素100円/m ³ (現在)	水素50円/m ³	水素30円/m ³ (2030年目標)	水素20円/m ³ (2050年目標)	水素15円/m ³ (豪州価格)	LPガス 卸売価格(2月)
1kg製造原価	601円/kg	366円/kg	271円/kg	223円/kg	199円/kg	約130円/kg

水素価格と予想されるグリーンLPガス製造原価

卸売・小売サイドとしては、グリーンLPガスの開発を期待しつつもグリーンLPガス商用化・本格普及を前にLPガス市場が大幅に縮小するリスクが顕在化しないよう輸入の時点で植林等の活動でオフセットされCO₂排出権が付与されているLPガスや、国内のJ-クレジット制度を活用してオフセットされたLPガス導入に向けて元売等と協議して対応していく必要がある。

CO₂排出権は現状、約2000円/CO₂トン程度であり、グリーンLPガスより安価に対応できるため短期的な対応として期待できるが、LPガス自体の脱炭素化を図る上でグリーンLPガスの開発商用化が必要であり元売への協力は重要である。

このためグリーンLPガスの商用化については元売側の課題として距離を置くのではなくLPガスのグリーン化についての道筋、具体的にはグリーンLPガス開発期間内でのLPガスのカーボンオフセットによるグリーン化をどのように進めるかなど元売サイドと協議して方向性を共有するなどの関与を積極化する。

3. 省エネ機器の普及、LPガス販売事業者の脱炭素の取り組みの検討

(1) 省エネ機器の普及の必要性

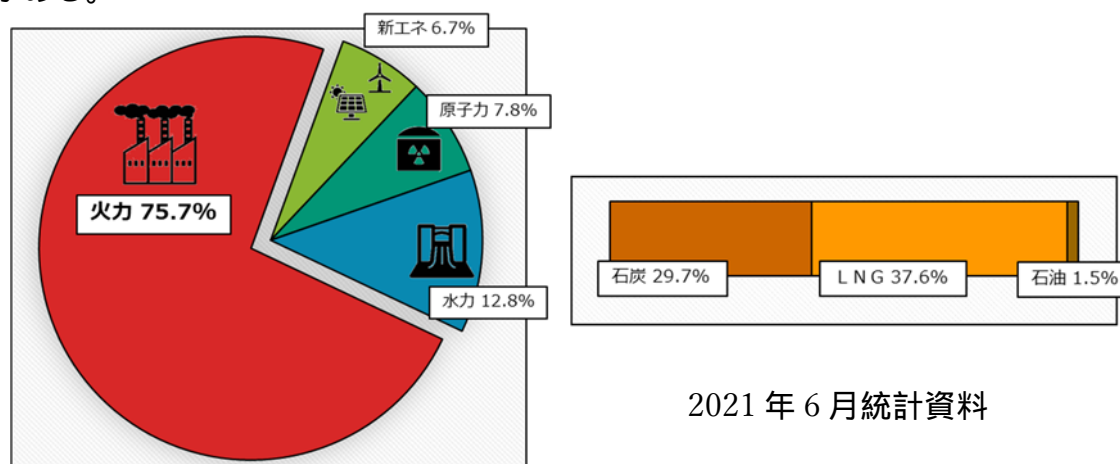
上述のようにグリーンLPガスの開発普及には、相当の時間がかかると見込まれており、その間に競合エネルギーの脱炭素化、電源の脱炭素化、またそれとあいまってエネルギー全体の電化が進むなどの状況となるとグリーンLPガスが開発され、商用化しようにも既に、LPガスに残されている市場が大きく減退してしまっている懸念がある。

第6次エネルギー基本計画には、「LPガスは、長期的には、家庭部門の電化や地方での人口減少、省エネルギー機器の普及等により、国内需要が減少する可能性があるものの、引き続き平時のみならず緊急時にも対応できるような強靱な供給体制を確保することは重要である」と記載されているようにLPガスが一定の存在感を維持していくとの見通しがあるため、LPガス業界、特に卸売・小売でのCN対応を行いながら需要確保へ

の努力が極めて重要である。

脱炭素化へのトランジション期間（2030年まで）において、LPガス需要量が減少することが予想されるが、エコジョーズ、エネファーム等の省エネ機器拡販及び燃転等により、需要を守ることが重要である。

なお、現在、電源構成において火力発電で75%以上、うち石炭火力発電に約30%依存するなどゼロエミ化に遠く及ばない状況であり、トランジション期間における電化が必ずしも低炭素化に繋がらないことを訴え、クリーンエネルギーであるLPガスの需要拡大に取り組んでいく必要がある。



日本の電力源の状況（左図）・火力発電燃料の割合（右図）

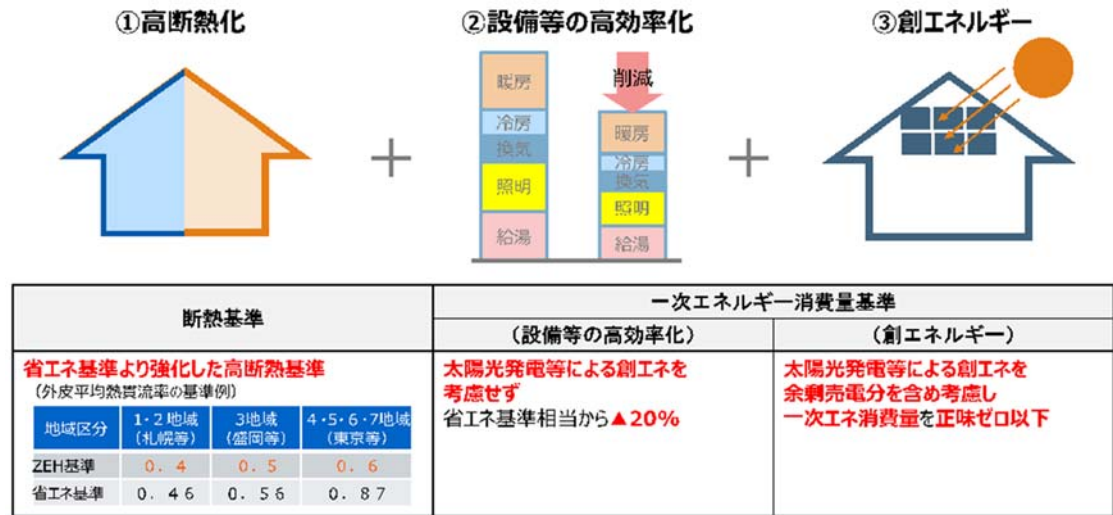
(2) 省エネ機器の普及に関する業界の取り組みの方向性

給湯器の省エネトップランナー基準の2025年度の目標基準値は非常に高い水準に設定されており、エコジョーズだけでなく、更にエネファーム、ハイブリッド給湯器の普及も含めた目標達成が必要となることが見通されている。

LPガス販売事業者は、給湯器のトップランナー基準の動向を踏まえ、新築物件への販売のみならず、既存物件への販売、非エコジョーズをエコジョーズに切り替える等の対応が迫られている。

2025年住宅における省エネ基準の適合義務化やZEH（住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅）基準の水準の省エネ性能の確保、2030年には、新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備の導入を目指した住宅トップランナー制度の強化の見通しを踏まえれば、エコジョーズだけでは省エネ基準値以下の

一次エネルギー消費量とすることは難しい。
 一方で、太陽光の普及により蓄電して電力の自家消費率を高められる機能を有するハイブリッド給湯器の価値は上がると考えられる。



ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの概要図

2025年以降の新築物件対応ではエコジョーズに加えエネファームやハイブリッド給湯器、更には太陽光パネルといった省エネ機器の複合提案が不可欠となり、エコキュート（電気温水器）への需要流出を防ぐためにも、LPガス販売事業者は、総合提案力を高めて対応していくことが迫られる。

省エネ機器の普及等により減少する需要については浴室暖房乾燥機、床暖房、ガス衣類乾燥機等の高付加価値型新規需要商品の普及により需要を確保していく必要がある。

省エネ機器の普及については、ガス体エネルギーとして都市ガス業界も同様の課題を持っているため、関係団体及びガス機器メーカー等と連携して、例えば高効率給湯器構成比向上に向けた情報提供、定量・定性目標設定とロードマップ策定、国からの補助金等助成策の獲得などに取り組む。

(3) その他、LPガス販売事業者における脱炭素の取り組みの検討

【省エネ機器の普及以外の取り組みの事例】

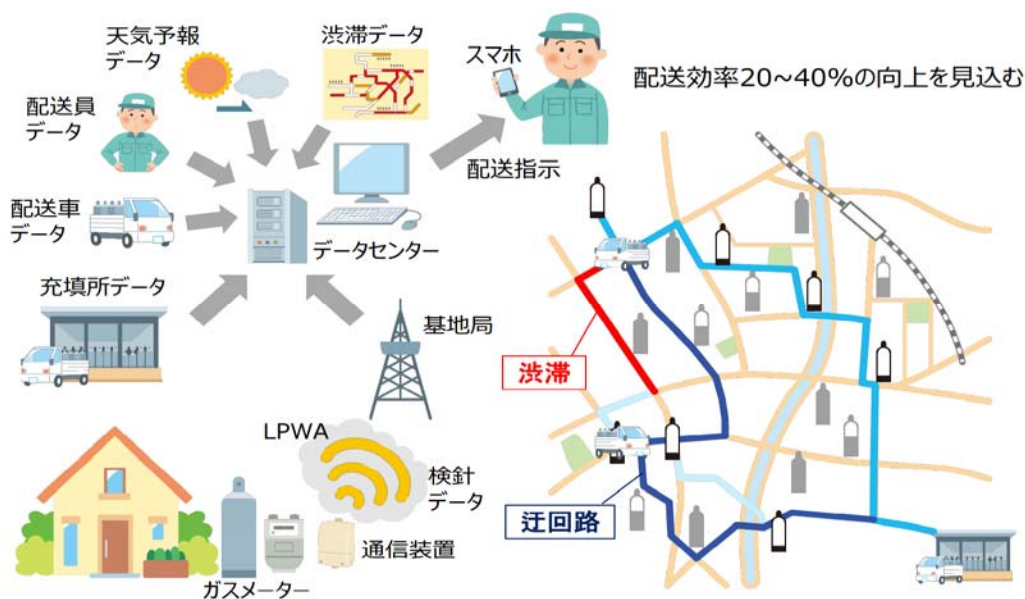
サプライチェーンの取り組み

関東を中心に、LPガス販売事業者が共同配送会社を立ち上げこれまでにない規模での配送会社の大規模化、収斂化の動きが活発化している。

このような動きにより、交錯配送が是正され、配送の効率化、配送時におけるCO₂排出量の減少に繋がる。

今後、こうした動きを業界全体に広げていくことが必要であり、モデルケースの提示、実施事例のデータベース化、運輸業界ほか関連業界との調整などを進めていく必要がある。

なお、[前項](#)にあるスマート保安の取り組みにおける集中監視システムの普及に伴い検針業務が効率化され、配送予測が高度化される中において更なる配送の合理化が期待されるため、スマート保安の取り組みと連携を図った対応が必要となる。



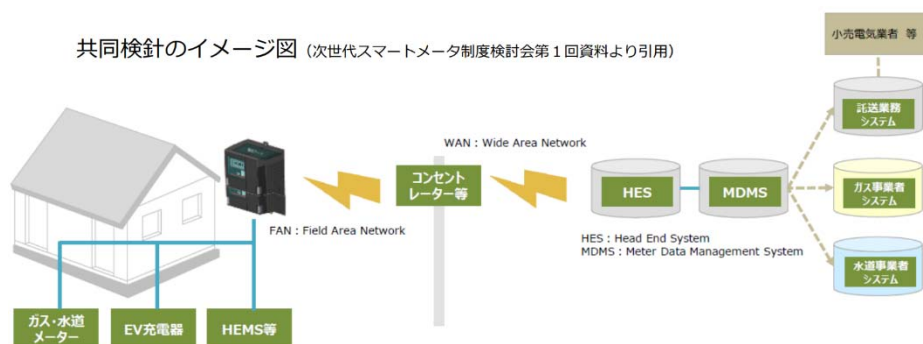
配送の合理化の模式図

スマート保安の取り組み

新たな通信サービスであるLPWAの普及による、より低コストで安定した集中監視システムの普及や、タブレット点検の導入など、保安業務においても新しい技術を積極的に導入し、保安の高度化が図られるとともに、業務効率化に伴う省エネ化の推進が期待される。

スマート保安の取り組みによるCO₂削減の先進事例の紹介、モデルケースの提示などLPガス業界全体へ広げていくための基盤整備が必要である。

共同検針のイメージ図 (次世代スマートメータ制度検討会第1回資料より引用)



スマート保安の最重要課題であるスマートメーターによる共同検針例

事業活動における使用エネルギーの省エネ化

LPガス販売事業者における太陽光パネルの設置、事務所内のLED化、ECO車両の導入、購入している電力の再エネ化、カーボンクレジット制度への参画、働き方改革に伴うメリハリのある事業活動の推進等による本社や事業所で使用するエネルギーの省エネ化は、ひとつひとつが小さな活動でも、それを積み重ねることにより、個々のLPガス販売事業者だけでなくLPガス業界全体としてCO₂削減に貢献するものである。

また、外部に対してもLPガス業界がカーボンニュートラルに積極的な姿勢を取っていることをアピールすることができるため、重要な活動である。

このため、優れた取り組みを業界全体に広げていくために、データベース化して個々のLPガス販売事業者の参考とするようにするほか、取り組みに当たった課題を抽出し、それを解決するための方策を検討する。

LPガス販売事業者のCO₂排出量の「見える化」の取り組み

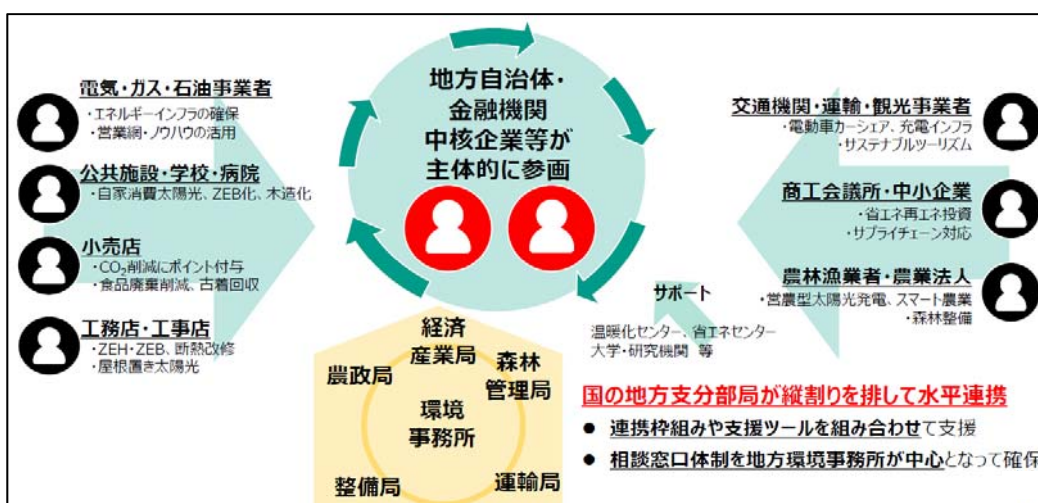
LPガス販売事業者が、事業活動やLPガスの販売において、どの程度のCO₂を排出削減しているのかを把握することはカーボンニュートラルへの取り組みに当たって重要である。このため、個々のLPガス販売事業者活動をモデル化してCO₂排出量が簡便に算定できるようツールを関係業界とも調整の上で開発する必要がある。

同ツールを活用して、顧客へのLPガス販売に当たっても顧客の側でのLPガス消費に伴うCO₂排出の「見える化」が可能となり、顧客と一体となったカーボンニュートラルへの取り組み、それが顧客や社会へのLPガスのアピールにもなるという効果も期待できる。

また、消費者先への省エネ機器を設置することによるCO₂の削減効果を「見える化」することが他の消費者や社会へもLPガスの優位性をアピールすることとなる。

地方自治体との連携強化（地方脱炭素化促進事業への参画）

今後、カーボンニュートラルへの取り組みを草の根的に推進するため国としては、脱炭素化について、地域単位で先行的な取り組み（全国100カ所の脱炭素先行地域、2050年CO₂実質排出量ゼロにに取り組むことを表明した地方公共団体）を推進・支援することとしている。



地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築

地方自治体サイドにおいても地域活性化の方策として、カーボンニュートラルへの積極姿勢を示す動きが活発化している。

こうした動きの中で地方自治体が地方の特性を生かした再エネを利用した地産・地消型の新電力会社の立ち上げ等が行われている事例もあることから、電力会社が主体となった活動が進められ、カーボンニュートラルイコール電化のイメージが定着することが懸念される。

地域が国の支援のもとに取り組む地域単位での脱炭素化の取り組み

に対し地域に密着したL Pガス販売事業者は、地方自治体の取り組みに積極的に参画等を行う必要がある。

当面はL Pガスのレジリエンス強靱性をアピールして、公共施設へのL PガスGHP導入推進に更に取り組むとともに、例えばカーボンオフセットL Pガスによる地域の脱炭素化プロジェクトへの参画などが期待され、先進的な取り組み事例を参考に全国での活動に展開していく必要がある。

4 . カーボンオフセット等、CO₂排出量を相殺する方法の検討

カーボンプライスがカバーされて輸入されるL Pガスの販売やカーボンオフセット(CO₂等の温室効果ガスの排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについては例えば植林などのCO₂削減に資するプロジェクトへの投資により、排出される温室効果ガスを埋め合わせること)とした形でのL Pガスの販売は、省エネルギー機器の導入等によるCO₂などの温室効果ガスの排出削減とあいまって有効な方策である。

特に、元売サイドで開発が進められているグリーンL Pガスの商用化・本格導入前のいわゆるトランジション期間においては卸売・小売サイドでの積極的な活用が望まれる。

このため、国が認証するJ-クレジット制度を導入した事例について情報収集を行い、L Pガス販売事業者へ周知するほか、当協会が個々の販売事業者との連携のもとにJ-クレジット制度の対象となるプロジェクトの組成を検討するなど積極的に関与する。

国内	<p>炭素税</p> <p>➢ 燃料・電気の利用 (= CO2の排出) に対して、その量に比例した課税を行うことで、炭素に価格を付ける仕組み</p>		<p>炭素国境調整措置</p> <p>CO2の価格が低い国で作られた製品を輸入する際に、CO2分の価格差を事業者負担してもらう仕組み</p> <p>※CO2の価格が相対的に低い他国への生産拠点の流出や、その結果として世界全体のCO2排出量が増加することを防ぐことが目的</p> <p>※EU・米国で検討が進行中</p>	
	<p>国内排出量取引</p> <p>➢ 企業ごとに排出量の上限を決め、上限を超過する企業と下回る企業との間で「排出量」を売買する仕組み</p> <p>➢ 炭素の価格は「排出量」の需要と供給によって決まる</p>			
	<p>クレジット取引</p> <p>➢ CO2削減価値を証書化し、取引を行うもの。日本政府では非化石価値取引、Jクレジット制度、JCM（二国間クレジット制度）等が運用されている他、民間セクターにおいてもクレジット取引を実施。</p>			
国際	<p>国際機関による市場メカニズム</p> <p>➢ 国際海事機関（IMO）では炭素税形式を念頭に検討中、国際民間航空機関（ICAO）では排出量取引形式で実施</p>			
社内	<p>インターナル・カーボンプライシング</p> <p>➢ 企業が独自に自社のCO2排出に対し、価格付け、投資判断などに活用</p>			

カーボンプライシングの類型



J-クレジット制度の概要

5. 国の自動車政策を踏まえたオートガススタンドの在り方の検討

政府としては、運輸部門のCO₂排出量の86%を占める自動車のCN化に向け、燃料・エネルギーのCN化の取り組みを通じて、多様な選択肢を追求し、

2050年に自動車の生産、利用、廃棄を通じたCO₂ゼロを目指している。

グリーン成長戦略会議における自動車政策における乗用車については、2035年までに新車販売で電動車100%を実現できるよう、電動車・インフラの導入拡大を目指している。

一方、LPガス自動車全体としては年々数が減少傾向にあり、またこれに伴い、LPガススタンド数も減少してきているが、首都圏を中心としてLPガス+電気モーターのハイブリッド車であるJPNタクシーは増加傾向にある。

JPNタクシーなどのハイブリッド車はEVやFCV等の排ガスにCO₂を含まないZEVではないが、タクシー車両のCO₂排出量や現在の電力構成を考えれば、タクシー車両のハイブリッド化はCO₂削減に大いに貢献する実効的な方策である。

それ故、当面はハイブリッド化がCNに対する大きな貢献となること及び、従来からPRして来たLPガス供給の安定性、高いレジリエンス性、経済性等をタクシー事業者に強くアピールし、タクシー用車両としてLPGハイブリッド車が最適であるという位置づけを確立していくべきであり、そのためにタクシー業界との連携を強化する。

他方、経済社会の脱炭素化の進展、特に電源の脱炭素化の進展ともあいまったEVやFCVの普及は更に進むことが見込まれ、オートガススタンドについては、そうした時代への対応が迫られることが予想されるため、オートガススタンドの適正配置なども含めその将来像等についても検討する必要がある。

具体的には、地域内におけるエネルギー供給体制の確保とレジリエンスの強化という面から、水素ステーション・充電スタンド等の脱炭素エネルギーへの事業の多角化に向けて課題を抽出して対応策を検討し、モデルケースの策定を行う。

6. 水素等の脱炭素エネルギーへのシフトの可能性検討や、総合エネルギー企業への取り組みの検討

水素は、現状産業ガスとしての利用に限定されており、エネルギーとしての大規模に流通させるためのインフラ整備には多額の投資が必要となる。

また、こうしたインフラ整備を通じて、現在一般的な水素ステーションにおいて、100円/Nm³で販売されている水素の供給コストを、2030年に30円/Nm³、2050年には20円/Nm³以下に低減し、長期的には化石燃料と同等程度の水準までコストを低減することを目指すこととなっているが、水素社会の実現を通じて、CNを達成するためには、多様な分野における需要創出を一体的に進める必要がある。

	短期（～2025年頃）	中期（～2030年頃）	長期（～2050年）
実績・目標量	約200万トン	最大300万トン	2000万トン程度
既存供給源 （副生水素等）	主要な水素供給源として 最大限活用	供給源のグリーン化（CCUSの活用等）	
輸入水素	実証・準商用化等を通じた 知見蓄積、コスト低減	商用ベースの大規模国際水 素サプライチェーンの構築	調達源多様化・調達先多 角化を通じた規模拡大
新たな国内供給源 （電解水素等）	実証を通じた知見蓄積、コ スト低減	余剰再生エネ等を活用した 水電解の立ち上がり	電解水素の規模拡大・ 新たな製造技術の台頭

水素供給における2050年に向けた長期的な目標

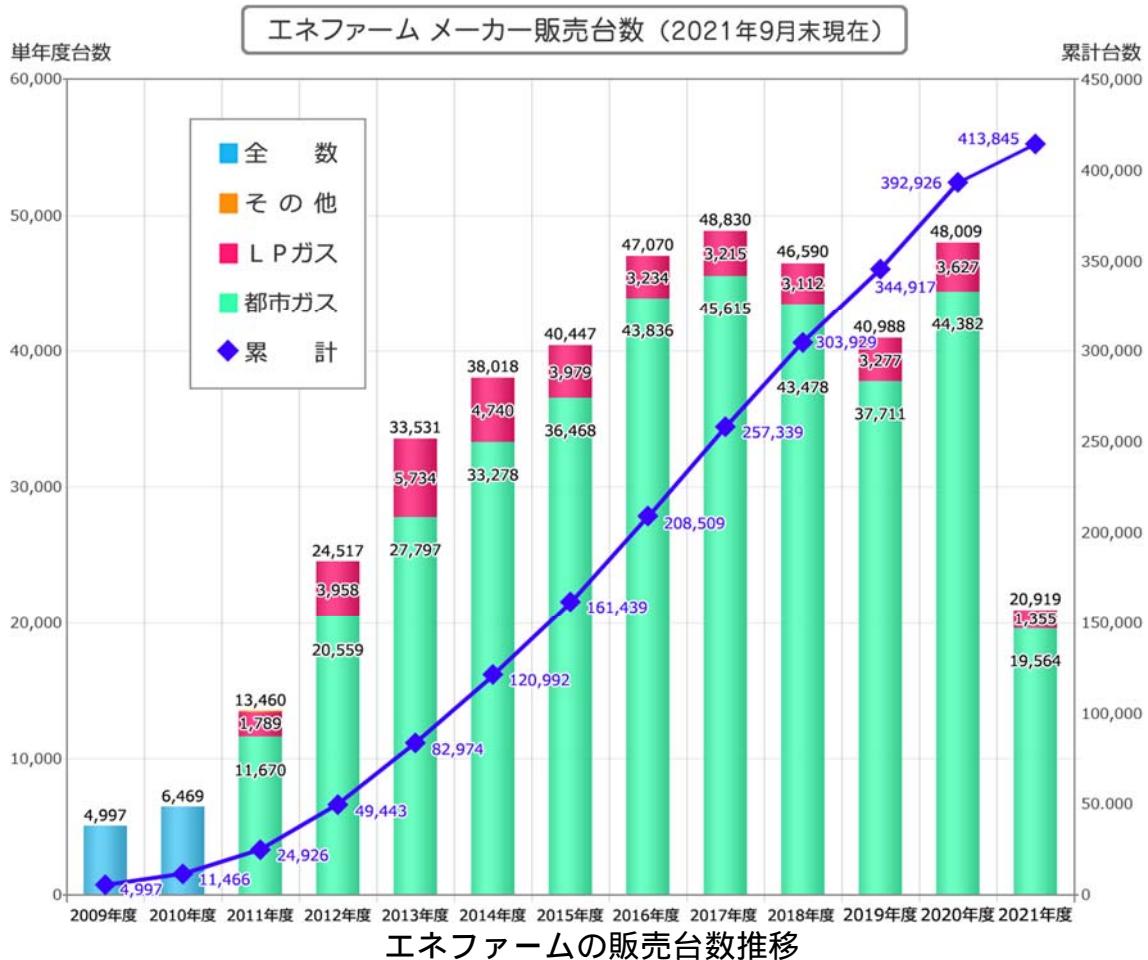
LPガス業界としては、EV向け充電スタンドやFCV向けの水素ステーションの現状、ビジネス性や設置コスト等に課題があるため、当面は経済社会全体での水素社会実現に向けての動き、それに影響を及ぼす水素事業や電気事業に関連した行政等の動向の継続的に注視するとともに、将来に向けたビジネスモデルの多様化を模索することとし、関係業界とも連携して検討する。

その場合には、LPガスの需要が最大となる楽観ケースからLPガスの需要がなくなる悲観ケースまでの複数のシナリオを作成しいかなる事態にも対応できるよう準備する。

一方、LPガスを改質して製造した水素を活用したエネファームについては、販売価格も、PEFC（固体高分子型燃料電池）の場合、販売開始時の300万円超から、100万円を切る水準まで低下した。

今後、再生エネルギーの普及に伴い電気料金の値上げが予想され、エネファームの相対的競争力の向上も期待できる。

水素社会へのLPガス業界としての関与をアピールするために、発電ができ、系統電力停電時にも活用できてレジリエンスの強化にも資するエネファームの普及推進にトラジション期間に注力することとし、そのための方策を関係業界とともに検討していく。



7. 経営の展望及び必要な政策提言等

(1) 経営の展望

2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、「LPガス自体のCN化」「LPガス消費機器による低炭素化」「LPガスサプライチェーン合理化による低炭素化」を一体として元売から卸売・小売の各LPガス販売事業者は、互いに連携しつつ、それぞれの立場でベストを尽くすことが求められる。

下流サイドである卸売・小売事業者としては、元売によるグリーンLPガスが商用化・本格普及までの間、できることは何でも行うという方針を取り組む必要がある。

電力構成が2030年度に至っても約40%が火力発電によるものであり、現在脱炭素化されていないことから、LPガスがCO₂削減には有効であることを関係団体と協調し広報活動により消費者及び社会等へアピールする。

LPガス販売事業者の省エネについて関係団体及びメーカーと「CO₂排出の見える化」のツールを作成する。

国の補助金等活用し、石油からの燃転により低炭素化並びにLPガスの普及を進める。

省エネ機器の普及については、ガス体エネルギーとして都市ガス業界も同様の課題を持っているため、関係団体及びガス機器メーカー等と連携して、高効率給湯器構成比向上に向けた情報提供、定量・定性目標設定とロードマップ策定、国からの補助金等助成策の獲得などを例示し需要拡大を目指す。

LPWA等を活用した集中監視システムの導入率の改善、充てん所・配送センターの統合を足掛けとした、AI・IoTを活用した交錯配送の改善によって効率性を高めた実施事例のデータベース化、運輸業界ほか関連業界との調整などを進めていく。

LPガス事業所において太陽光発電等の導入といった低炭素化への取り組みを広げていくために、データベース化して個々のLPガス販売事業者の参考とするようにするほか、課題を抽出し解決するための方策を検討する。

地方自治体が進めている「地域脱炭素化促進事業」等の役割の担い手として、LPガス販売事業者による地方自治体との連携強化を図るため本事業の動向について注視し情報提供を行い地域の脱炭素化プロジェクトへの参画を促す。

グリーンLPガス開発期間内でのLPガスのカーボンオフセットによるグリーン化をどのように進めるかなど元売サイドと協議して方向性を共有するなど関与を積極化する。

また、J-クレジット制度を導入した事例について情報収集を行い、LPガス販売事業者へ周知するほか、当協会が個々のLPガス販売事業者との連携のもとにJ-クレジット制度の対象となるプロジェクトの組成を検討するなど積極的に関与する。

JPNタクシー等のハイブリッドLPガス自動車の普及策、オートガススタンドの適正配置なども含め将来像等について検討する。

オートガススタンドの脱炭素エネルギーへの事業の多角化に向けて国の補助金等助成策を活用し、水素ステーション・充電スタンド等のモデルケースの策定を行う。

(2) 政策提言

これまでの議論を踏まえ、官民での取り組みとして以下を政策提言とする。

LPガスは、既に分散型エネルギーとして家庭に供給しており、平時のみならず緊急時における「最後の砦」として重要なエネルギーである。今後のLPガスの位置づけを明確化について要望。

LPガス販売事業者が無理なく、ビジネスモデルの多様化(マルチステーション化等)へ対応するための財政面での支援について要望。

保安に関する法規制・標準化の検討にあたっては、LPガス販売事業者に過度な負担を与えず促進する規制のあり方について要望。

追加的なカーボンプライシングの導入によるコスト上昇(税制など)については、社会全体で負担していただくよう要望。

8.まとめ

国の2050年カーボンニュートラルに向けたエネルギー政策として、令和3年10月22日に閣議決定された第6次エネルギー基本計画において「LPGガスは、最終需要者への供給体制及び備蓄制度が整備され、可搬性、貯蔵の容易性に利点があり、「最後の砦」として、平時のみならず緊急時のエネルギー供給に貢献する重要なエネルギー源である」として、LPGガスの位置づけが明確に記述された。

これは、LPGガスの自立稼働が可能な分散型エネルギーとしての災害時のレジリエンス力が評価されたものであり、このほかにもLPGガス販売事業者の有する地域密着のサービス力など他の競合エネルギーに比しての優位性を消費者に訴求できる点が明確にある。

日本においては、電源の脱炭素化が未達成であり、電化が脱炭素化に直結しないことと、LPGガスが化石燃料としては相対的にクリーンであることに加え上記の環境特性以外の優位性をアピールしつつ、LPGガス業界としてのカーボンニュートラル対応を着実に実施する必要がある。

なお、その際LPGガスの元売から卸売・小売のLPGガス業界はもとよりLPGガス機器業界等関連業界が一丸となって対応していくことが重要である。

国としては、温室効果ガス排出削減の観点から脱炭素化されたグリーンLPGガスの研究開発や社会実装に取り組む産業界の取り組みを後押しすることとなっているが、開発には時間がかかること、グリーンLPGガスの製造原価が高くなることなどが予想され、また競合エネルギーの脱炭素化、電源の脱炭素化、エネルギー全体の電化動向次第ではグリーンLPGガスの商用化・本格普及前にLPGガスの市場が消滅するリスクもある。

更には、LPGガスの市場が残るにせよ、現行のLPGガスに炭素税が課されたものを継続して販売せざるを得ず著しく価格競争力を失う可能性や、将来的には行政等による販売規制などが行われる可能性もゼロではない。

こうしたことを踏まえると、元売によるグリーンLPGガス開発の動きを注視しつつも2030年までのトランジション期間中にCO₂排出権が付与されたLPGガスの輸入や、J-クレジット制度を活用してカーボンオフセットされたLPGガスで対応していく必要性が出てくる可能性があり、卸売・小売サイドでは、元売とコンセンサスを形成しつつこれに対応していく必要がある。

また、トランジション期間中は、エコジョーズやエネファームや燃転の省エネ機器拡販等で、需要を守り、太陽光・蓄電池普及、ハイブリッド給湯器の普及等、リフォーム事業、電力販売事業、都市ガス事業へ進出し、総合エネルギー企業としてオール電化の流れを防ぐことが必要である。

LPGガス販売事業者がそれぞれの立場でできる限りのカーボンニュートラ

ル対応を行いPR出来るかが重要な要因となる。

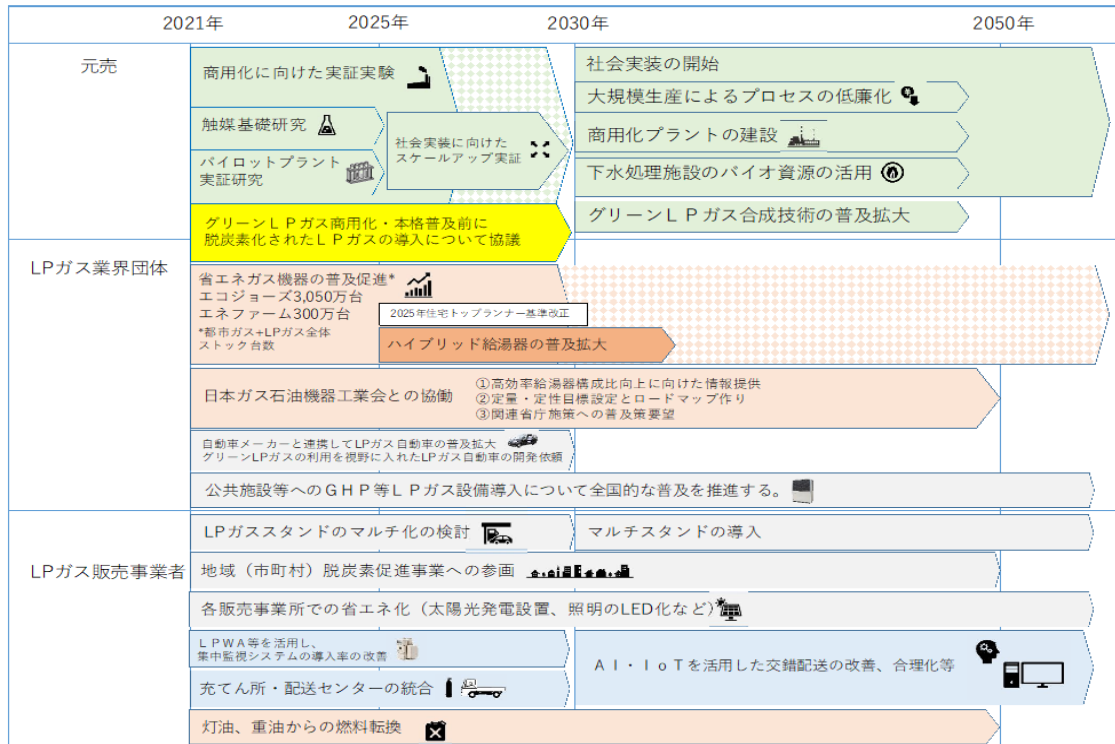
依って以下を本検討会としてのまとめとしたい。

本検討会で検討を行ったLPガス販売事業者が出来得るCNの取り組みや、既に取り組まれている事例等の情報発信を積極的に行うとともに、課題の抽出、解決策の検討、更には必要に応じて自らプロジェクトを立ち上げ、関係業界との連携などを通じて、LPガス業界全体のCNの取り組み促進に貢献すること。

LPガス業界のCNの取り組みによるCO₂排出量の削減量を定量的に示すための活動を関係団体と連携していくこと。

CNに関する国、エネルギー業界の取り組みの状況は急激な変化も予想され、LPガス業界にとって極めて厳しい状況となる可能性もありうるため、CN対応に関する検討は継続的に見直しつつ行い、機動的に迅速な対応を行っていく必要があること。

以 上



CNロードマップ

L P ガスカーボンニュートラル対応検討会
委員名簿

（敬称略・順不同）

	氏名	協会名/会社名	役職
座長	赤松 幸雄	香川県協会/(株)サミー	会長/代表取締役社長
委員	総務 委員会	塩原 規男	長野県協会/(株)サンリン
		久保 秀樹	セントラル石油瓦斯(株)
		畑 廣彦	京都府協会/伊丹産業(株)
	保安 委員会	望月 喜浩	山梨県協会/中部ライフエナジー(株)
		渡辺 一正	福井県協会/(株)太陽プロパン
		衣川 真治	岩谷産業(株)
	流通 委員会	澤田 栄一	岐阜県協会/(株)マルエイ
		大塚 浩司	佐賀県協会/山代ガス(株)
		飛塚 貴文	(株)ミツウロコヴェッセル
	需要開発 委員会	鈴木 敬太郎	サーラエナジー(株)
		川本 武彦	埼玉県協会/(株)サイサン
		藤原 宏行	ミライフ(株)
	スタンド 委員会	宇佐美 雅彦	神奈川県協会/宇佐美商事(株)
		山田 能成	東京都スタンド協会/盈進商事(株)
		長川 宜央	伊藤忠エネクス(株)
青年 委員会	吉田 誠	広島県協会/吉田物産(株)	
	小野 晃司	高知県協会/(株)晃生商会	

常任理事(支部長)変更届

(一社)山口県LPガス協会
会長 服部 典之 様

次のとおり、届け出ます。

令和 年 月 日

新

氏 名 _____

E-mail アドレス _____

事業所名 _____

旧

氏 名 _____

事業所名 _____

- 添付書類 新常任理事(新支部長)の役員就任承諾書及び
※住民票の写し又は運転免許証の写し(表裏両面)
※役員登記にあたり、法務局が本人確認するため

理事(支部長)変更届

(一社)山口県LPガス協会
会長 服部 典之 様

次のとおり、届け出ます。

令和 年 月 日

新

氏 名 _____

E-mail アドレス _____

事業所名 _____

旧

氏 名 _____

事業所名 _____

- 添付書類 新理事(新支部長)の役員就任承諾書及び
※住民票の写し又は運転免許証の写し(表裏両面)
※役員登記にあたり、法務局が本人確認するため

役員就任承諾書

私は、令和4年度定時総会において、理事に選任された場合には、就任することを承諾します。

令和4年 月 日

一般社団法人山口県LPガス協会 御中

住所 _____

氏名 _____ (印)

国の令和3年度補正及び令和4年度のLPガス関連予算（案）について

※経済産業省より、LPガス関連の予算(案)が公表されました。今後、国会において審議され成立する予定です。

	R3 補正予算 (前年度)	R4 当初予算 (前年度)	R3 補正+R4 当初 (前年度)
1 災害対応能力等の強化 避難所等に設置する災害対応型 LPガスバルクへの補助	28.4 億円 (21.4 億円)	12.0 億円 (12.2 億円)	40.4 億円 (33.6 億円)
2 LPガスに係る取引適正化、 流通合理化の推進		7.1 億円 (7.8 億円)	7.1 億円 (7.8 億円)
① 販売事業者指導支援事業 (お客様相談事業)		0.6 億円 (0.6 億円)	0.6 億円 (0.6 億円)
② LPガス地域防災対応体制整備 (中核充填所)		1.2 億円 (1.2 億円)	1.2 億円 (1.2 億円)
③ LPガス地域防災対応体制整備 (防災訓練)		0.2 億円 (0.4 億円)	0.2 億円 (0.4 億円)
④ 構造改善推進事業		5.1 億円 (5.6 億円)	5.1 億円 (5.6 億円)
3 LPガス備蓄体制の推進 (国家備蓄施設管理費等)		267.5 億円 (297.9 億円)	267.5 億円 (297.9 億円)